

第6次 和歌山県 廃棄物処理計画（案）

「循環型社会の推進」
(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月
和歌山県

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1-1 計画の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の期間.....	2
1-4 用語の定義.....	2
第2章 廃棄物処理の現状.....	3
2-1 本県の廃棄物処理の概況.....	3
2-2 第5次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況.....	4
2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況.....	4
2-2-2 産業廃棄物の数値目標達成状況.....	5
2-2-3 その他の目標の達成状況.....	7
2-3 一般廃棄物の現状.....	8
2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理の概況.....	8
2-3-2 一般廃棄物（ごみ）の排出の状況.....	9
2-3-3 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況.....	11
2-3-4 一般廃棄物処理施設の状況.....	13
2-3-5 し尿処理の状況.....	16
2-4 産業廃棄物の現状.....	18
2-4-1 産業廃棄物の排出・処理の概況.....	18
2-4-2 産業廃棄物の排出の状況.....	19
2-4-3 産業廃棄物の処理の状況.....	20
2-4-4 産業廃棄物処理施設の状況.....	24
2-5 特別管理産業廃棄物の現状.....	26
2-6 食品ロスの現状.....	27
2-7 海洋ごみ・プラスチック対策の現状.....	29
2-8 産業廃棄物の不法投棄等の現状.....	30
2-9 災害廃棄物対策の現状.....	31
第3章 循環型社会の実現に向けて.....	32
3-1 基本的な方針.....	32
3-2 循環型社会の実現のために本県が取り組むべき課題.....	33
3-2-1 課題1 循環型社会の形成に向けた循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行.....	33
3-2-2 課題2 一般廃棄物（ごみ）の排出量の削減とリサイクル率の向上.....	33
3-2-3 課題3 食品ロスの削減.....	34
3-2-4 課題4 海洋ごみ・プラスチック対策.....	35
3-2-5 課題5 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保.....	35
3-2-6 課題6 不法投棄対策.....	35
3-2-7 課題7 災害廃棄物への対応.....	36

3-3 取組の方向	37
3-3-1 取組の方向 1 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による徹底的な資源循環の推進	37
3-3-2 取組の方向 2 食品ロスの削減	43
3-3-3 取組の方向 3 海洋ごみ・プラスチック対策	45
3-3-4 取組の方向 4 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保	47
3-3-5 取組の方向 5 不法投棄・不適正処理の撲滅	49
3-3-6 取組の方向 6 災害廃棄物対策の推進	51
3-4 計画の数値目標	52
3-4-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標	52
3-4-2 産業廃棄物の数値目標	54
3-4-3 食品ロスの削減に係る数値目標	56
第4章 各主体に期待される役割	57
第5章 計画の進捗管理	62

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画の背景と目的

天然資源の過剰な利用は、循環型社会の形成を阻害するだけでなく、温室効果ガス排出量の増加や生物多様性の損失等に大きな影響を与えており、資源効率性・循環性を高め、化石燃料への依存度を下げ、資源を持続可能な形で利用していくことが求められています。

これまで我が国では、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減するため、2000（平成12）年に循環型社会形成推進基本法が制定され、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画によりリデュース、リユース、リサイクルの3Rや適正処理に係る各種取組が進められてきました。また、近年では、プラスチック等の海洋ごみによる生態系への影響や食品ロス¹といった課題に対する取組も行われています。その結果、廃棄物の排出量の減少等の成果が得られるとともに、個人や事業者の環境意識も徐々に高まっていますが、依然として地球規模における様々な課題が残されています。

また、人口減少や少子高齢化、経済規模の縮小等の社会課題による廃棄物処理に関する担い手の不足、廃棄物処理施設の老朽化、それに伴う維持管理や更新に要するコストの増大等の廃棄物処理への影響が懸念されています。

このような状況の中、循環型社会の形成に向けて資源効率性・循環性を一段と高めるためには、従来の延長線上の取組を強化するだけではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく必要があります。

国の循環経済ビジョン2020では、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）²への移行を目指すことが示されました。また、2022（令和4）年9月には、循環経済への移行を加速するため、循環経済工程表が取りまとめられ、2050（令和32）年を見据えた目指すべき循環経済の方向性と素材や製品などの分野ごとの2030（令和12）年に向けた施策の方向性が示されました。2024（令和6）年8月に策定された国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略とされ、自治体・市民・事業者等の様々な主体が参加する新たな循環経済の流れを生み出し、その循環の輪を広げながら、地域経済の活性化や地場産業の振興、地域課題の解決を実現することにより、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の同時実現した社会を創り出すことができるとされています。

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、これまで5次に渡って和歌山県廃棄物処理計画を策定し、3Rの推進やプラスチックごみ対策、食品ロス削減対策など段階的に取り組んできました。第6次となる本計画においては、地域に特徴的な循環資源³や豊かな自然資源を持続可能な形で活用しながら、循環経済への移行を一層進めることにより循環型社会を推進し、環境への負荷が低減されるだけでなく、人々が豊かに暮らす環境、経済、社会が調和した持続可能な社会の実現を目指します。

¹ 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。）。

² 循環経済（サーキュラーエコノミー）：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済は線形経済（リニアエコノミー）という。

³ 循環資源：廃棄物等のうち、有用なもの。国の循環型社会形成推進基本法では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定している。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、次に示す計画として位置づけ、策定するものです。

- ・廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく都道府県廃棄物処理計画
- ・和歌山県環境基本条例第10条に基づく環境基本計画の分野別計画
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく都道府県食品ロス削減推進計画

1-3 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度の5か年とし、2030（令和12）年度を目標年度とします。

1-4 用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、次のとおりです。

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物
- 一般廃棄物（ごみ）：し尿を除く一般廃棄物
- 生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除いたもの
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定める廃棄物
- 特別管理廃棄物：廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

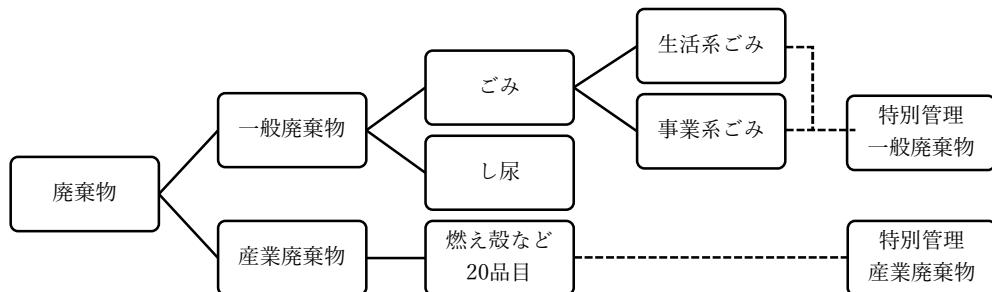


図 1-4-1 廃棄物の分類

○排出量：事業所等から排出された産業廃棄物の量

市町村等による回収、市町村等への直接搬入又は集団回収された一般廃棄物の量

○排出量原単位：1人1日当たりの排出量

○減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化（焼却、脱水等）された産業廃棄物の量

市町村等の中間処理施設で減量化された一般廃棄物の量

○再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物の量

市町村等により再生利用された一般廃棄物の量

○資源化量：市町村等により再生利用された一般廃棄物の量と集団回収された一般廃棄物の量を加えたもの

○集団回収量：地域の町内会、自治会などの住民団体が家庭から出る資源ごみ（紙類、びん、缶、ペットボトル等）を自ら回収して、資源回収業者に引き渡した量

○最終処分量：事業所等、廃棄物処理業者、市町村、一部事務組合及び大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物の量

第2章 廃棄物処理の現状

2-1 本県の廃棄物処理の概況

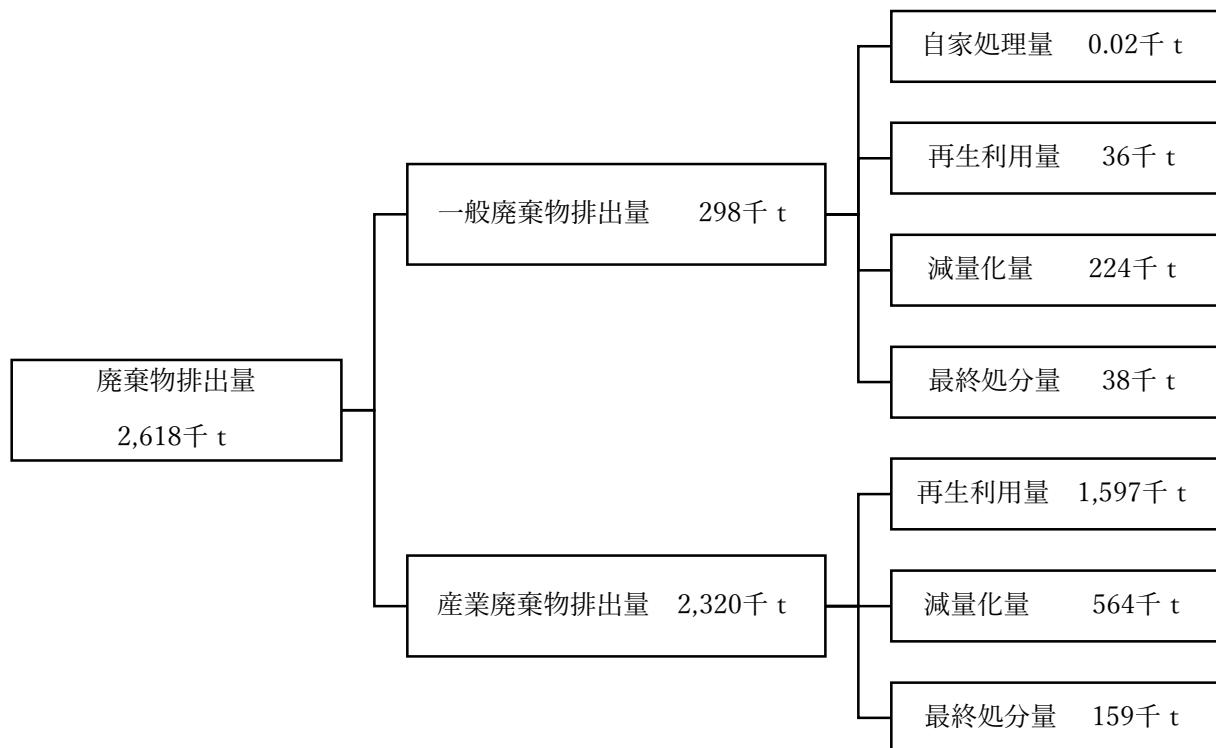
- 2023（令和5）年度の1年間に和歌山県内で排出された廃棄物量は、2,618千t（し尿を除く。）となっています。

【排出状況】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、298千tです。
- 産業廃棄物の排出量は、2,320千tです。

【処理状況】

- 一般廃棄物（ごみ）の処理の内訳は、再生利用量が36千t、減量化量が224千t、最終処分量が38千tです。
- 産業廃棄物の処理の内訳は、再生利用量が1,597千t、減量化量が564千t、最終処分量が159千tです。



注1) 一般廃棄物の実績値は、一般廃棄物処理事業実態調査結果（2023（令和5）年度実績）による。

2) 産業廃棄物の実績値は、和歌山県産業廃棄物実態調査結果（2023（令和5）年度実績）による。

3) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図2-1-1 和歌山県の廃棄物処理の概要（2023（令和5）年度）

2-2 第5次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況

2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況

- 一般廃棄物（ごみ）排出量は、人口減少や県民によるごみの削減・減量化の取組等により近年減少しており、2023（令和5）年度実績は目標を達成しています。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も減少していますが、目標は達成していません。
- 出口側の循環利用率は、県内に資源化施設が少ないと等により、依然として低い状況にあり、目標を達成できない見込みです。
- 最終処分量は減少しており、目標に近づいています。

表2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標に係る状況

項目	単位	基準	実績						目標
		2013 (H25) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	
排出量	千t	383	333	324	318	310	298	302	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	603	601	603	591	581	558	504	
出口側の循環利用率	%	13.6	12.2	13.2	13.2	12.4	11.9	20	
最終処分量	千t	52	42	43	40	39	38	34	

注1) 出口側の循環利用率は、製品が廃棄物となった時点（出口側）での廃棄物の発生量に対する循環利用量の割合を表すもので、次の式で算出される。

$$\text{出口側の循環利用率} = [\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}] / [\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}]$$

2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量=生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位

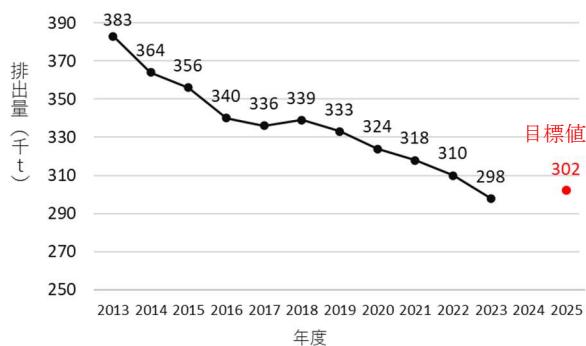


図2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

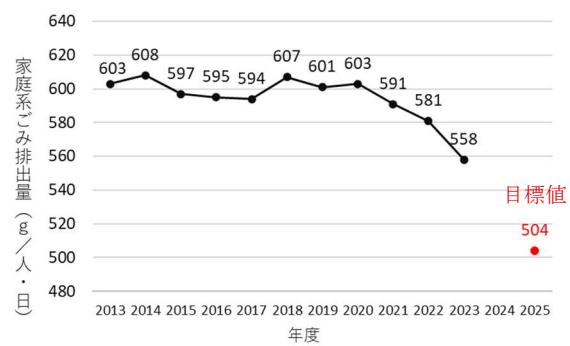


図2-2-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

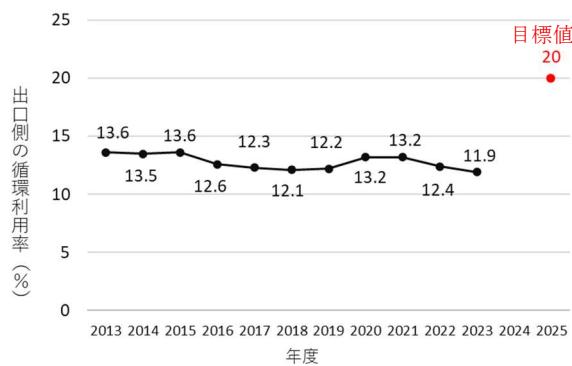


図2-2-3 一般廃棄物（ごみ）の出口側の循環利用率

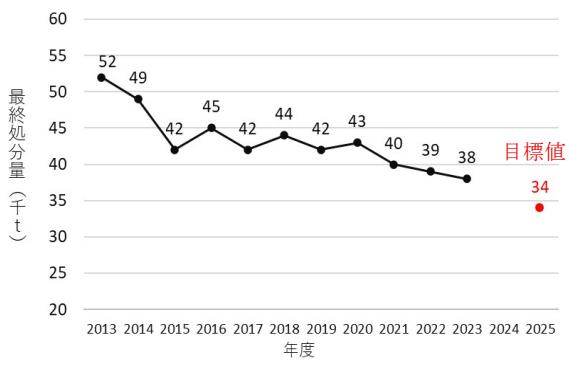


図2-2-4 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量

2-2-2 産業廃棄物の数値目標達成状況

- ・産業廃棄物排出量は、県内の経済状況の変化（鉄鋼業における生産縮小等）や事業者による廃棄物の排出抑制の取組等により近年減少しており、2023（令和5）年度実績は目標を達成しています。
- ・出口側の循環利用率は横ばい傾向ですが、全国平均（約37%）に比べて高い水準で推移しており、目標を達成しています。
- ・最終処分量は、再生利用が難しい一部の鉱さいや分別が困難な混合廃棄物等が一定量あることから、横ばい傾向にあり、目標を達成できない見込みです。
- ・廃プラスチック類の減量化・再生利用率は、近年は増加傾向にあり、目標に近づいています。
- ・木くず、動植物性残さの減量化・再生利用率、がれき類の再生利用率、汚泥の最終処分率は、概ね目標に近い数値で推移しています。

表2-2-2 産業廃棄物の数値目標に係る状況

項目	単位	基準	実績					目標
			2013 (H25) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	
排出量	千t	3,719	3,490	3,094	2,818	2,803	2,320	2,742
出口側の循環利用率	%	64.5	59.9	65.4	63.9	61.9	66.3	61
最終処分量	千t	176	152	166	153	146	159	100

注1) 出口側の循環利用率は、製品が廃棄物となった時点（出口側）での廃棄物の発生量に対する循環利用量の割合を表すもので、次の式で算出される。

出口側の循環利用率=[再生利用量+金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]／[排出量]

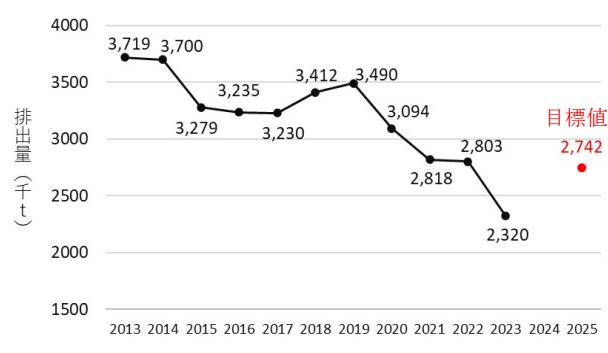


図2-2-5 産業廃棄物の排出量

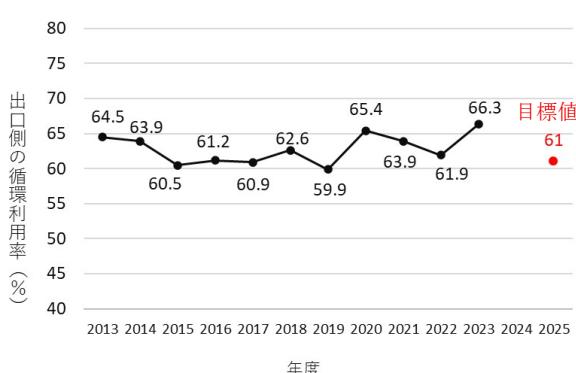


図2-2-6 産業廃棄物の出口側の循環利用率

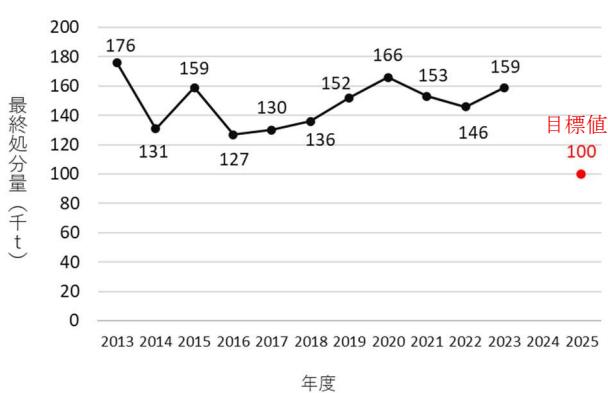


図2-2-7 産業廃棄物の最終処分量

表2-2-3 産業廃棄物の種類別の重点目標に係る状況

項目	単位	基準	実績					目標	
		2013 (H25) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	
減量化・ 再生利用率	廃プラス チック類	%	85	72	71	77	80	90	93
	木くず 動植物性 残さ	%	97	98	98	100	97	96	99
		%	100	98	99	95	96	98	100
再生利用率	がれき類	%	94	98	98	98	99	97	99
最終処分率	汚泥	%	3	3	2	2	2	3	2

表2-2-4 産業廃棄物の種類別の数値目標に係る状況

	基準値 (2013 (平成 25) 年度)				実績値 (2023 (令和 5) 年度)				目標値 (2025 (令和 7) 年度)			
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,719	2,507	1,036	176	2,320	1,597	564	159	2,742	1,801	841	100
	(100%)	(67%)	(28%)	(5%)	(100%)	(69%)	(24%)	(7%)	(100%)	(66%)	(31%)	(4%)
燃え殻	0	0	0	0	2	1	0	0	1	1	0	1
	(100%)	(44%)	(4%)	(52%)	(100%)	(80%)	(0%)	(20%)	(100%)	(47%)	(2%)	(51%)
汚泥	627	235	375	17	607	108	484	15	496	116	369	11
	(100%)	(37%)	(60%)	(3%)	(100%)	(18%)	(80%)	(3%)	(100%)	(23%)	(74%)	(2%)
廃油	32	23	9	0	37	22	15	1	33	27	6	0
	(100%)	(73%)	(27%)	(0%)	(100%)	(58%)	(41%)	(1%)	(100%)	(81%)	(18%)	(1%)
廃酸	27	8	20	0	31	2	30	0	42	5	37	0
	(100%)	(28%)	(72%)	(0%)	(100%)	(5%)	(95%)	(0%)	(100%)	(11%)	(89%)	(0%)
廃アルカリ	19	2	17	0	15	2	13	0	33	4	29	0
	(100%)	(8%)	(91%)	(0%)	(100%)	(11%)	(89%)	(0%)	(100%)	(11%)	(89%)	(0%)
廃プラス チック類	20	15	2	3	30	22	6	3	21	17	3	1
	(100%)	(73%)	(12%)	(15%)	(100%)	(72%)	(19%)	(10%)	(100%)	(80%)	(13%)	(7%)
紙くず	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	(100%)	(40%)	(54%)	(6%)	(100%)	(41%)	(16%)	(43%)	(100%)	(70%)	(13%)	(17%)
木くず	72	69	1	2	46	43	1	2	67	66	1	1
	(100%)	(95%)	(2%)	(3%)	(100%)	(94%)	(2%)	(4%)	(100%)	(98%)	(1%)	(1%)
繊維くず	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	(100%)	(80%)	(3%)	(17%)	(100%)	(96%)	(4%)	(1%)	(100%)	(82%)	(4%)	(14%)
動植物性 残さ	15	13	2	0	18	17	1	0	34	28	5	0
	(100%)	(89%)	(11%)	(0%)	(100%)	(93%)	(5%)	(2%)	(100%)	(84%)	(16%)	(0%)
ゴムくず	0	0	0	0	—	—	—	—	0	0	0	0
	(100%)	(74%)	(0%)	(26%)	—	—	—	—	(100%)	(80%)	(9%)	(12%)
金属くず	6	6	0	0	5	5	0	0	8	8	0	0
	(100%)	(94%)	(0%)	(6%)	(100%)	(96%)	(0%)	(4%)	(100%)	(96%)	(0%)	(4%)
ガラス	81	72	0	9	44	40	0	4	60	55	0	5
	(100%)	(89%)	(0%)	(11%)	(100%)	(91%)	(0%)	(9%)	(100%)	(92%)	(0%)	(8%)
陶磁器くず	1,010	961	0	49	775	706	0	70	590	543	0	46
	(100%)	(95%)	(0%)	(5%)	(100%)	(91%)	(0%)	(9%)	(100%)	(92%)	(0%)	(8%)
鉱さい	869	813	0	57	551	535	3	13	710	700	0	10
	(100%)	(93%)	(0%)	(7%)	(100%)	(97%)	(1%)	(2%)	(100%)	(99%)	(0%)	(1%)
がれき類	769	169	601	0	34	22	0	12	506	125	380	1
	(100%)	(22%)	(78%)	(0%)	(100%)	(64%)	(0%)	(36%)	(100%)	(25%)	(75%)	(0%)
動物の ふん尿	107	107	0	0	63	63	0	0	91	91	0	0
	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)
その他	63	16	9	38	62	12	12	38	50	15	11	24
	(100%)	(25%)	(14%)	(61%)	(100%)	(19%)	(19%)	(62%)	(100%)	(31%)	(22%)	(47%)

注) () の数値は、排出量を100%とした再生利用率、減量化率、最終処分率を表す。四捨五入のため、内訳が合計と一致しない場合がある。実績のないものは「-」と、四捨五入で「0」となるものは「0」と表記。特別管理産業廃棄物は含まれない。

2-2-3 その他の目標の達成状況

- ・家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数については、目標 10 市町村に対して、2 市町村（和歌山市、橋本市）となっており、人員や予算の確保が困難であることなどの要因により、2021（令和3）年度から増加していません。
- ・特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合、使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合については、2021（令和3）年度から 2025（令和7）年度にかけて増加していますが、組織体制の整備や保管場所の確保が困難であることなどの要因により、目標は達成していません。

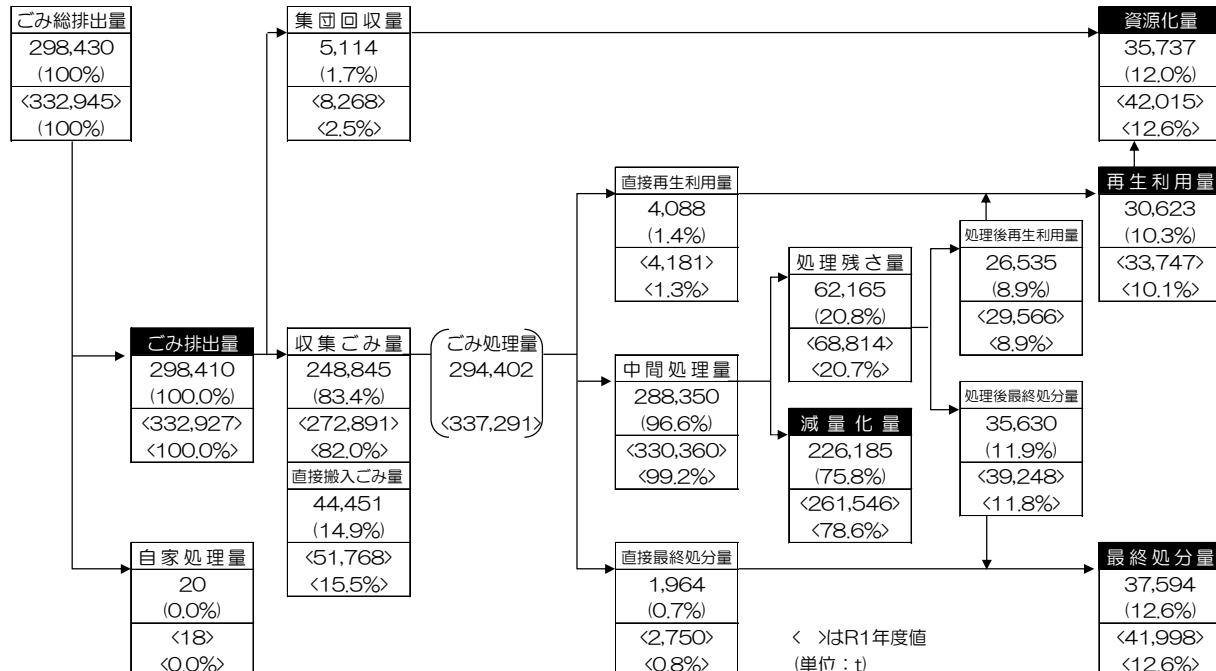
表2-2-5 その他の目標の達成状況

項目	実績		目標
	2021（R3）年度	2025（R7）年度	
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	2 市町村	2 市町村	10 市町村
特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	50% (15 市町村)	60% (18 市町村)	100% (30 市町村)
使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	70% (21 市町村)	77% (23 市町村)	80% (24 市町村)

2-3 一般廃棄物の現状

2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理の概況

- 一般廃棄物（ごみ）排出量は、2023（令和5）年度実績で298,410tです。
- 再生利用量は30,623t（10.3%）、減量化量は226,185t（75.8%）、最終処分量は37,594t（12.6%）です。
- 収集ごみ及び直接搬入ごみの内訳をみると、可燃ごみが47.9%、混合ごみが33.6%となっていま



注) 収集ごみ量及び直接搬入ごみ量は令和5年度に収集等された量、ごみ処理量は令和5年度に施設で処理された量であり、両者の数値は一致しない。

注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理状況（2023（令和5）年度）

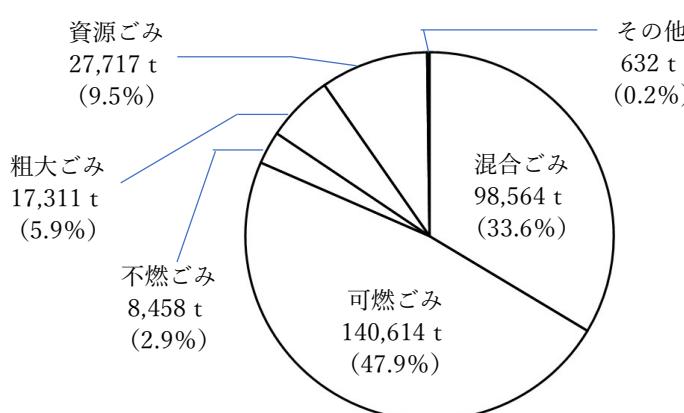


図 2-3-2 収集ごみ量と直接搬入ごみ量の合計の内訳（2023（令和5）年度）

2-3-2 一般廃棄物（ごみ）の排出の状況

- 一般廃棄物（ごみ）排出量は、2023（令和5）年度実績で298千tであり、その内訳は一般家庭から排出される生活系ごみが217千t（73%）、事業所から排出される事業系ごみが82千t（27%）となっています。
- 1人1日当たりのごみ排出量は890gであり、その内訳は生活系ごみが646g、事業系ごみが244gとなっています。また、生活系ごみのうち、集団回収と資源ごみを除いた家庭系ごみ排出量は、558gです。
- 1人1日当たりの排出量は、県民によるごみの減量化や分別の取組、市町村による3Rの施策により、近年減少していますが、全国平均を上回っています。
- 市町村別の1人1日当たりのごみの排出量を見ると、18市町村で生活系ごみが全国平均を上回っています。高野町及び白浜町で事業系ごみが多くなっているのは、観光業による影響と思われます。



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図2-3-3 一般廃棄物（ごみ）排出量

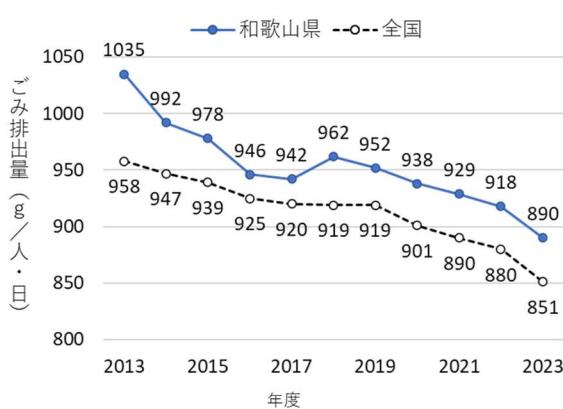


図2-3-4 1人1日当たりのごみ排出量

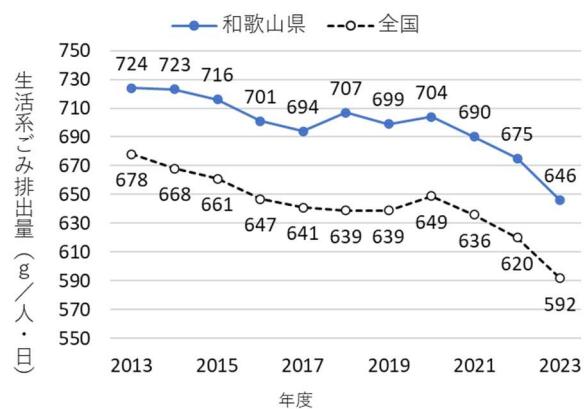


図2-3-5 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

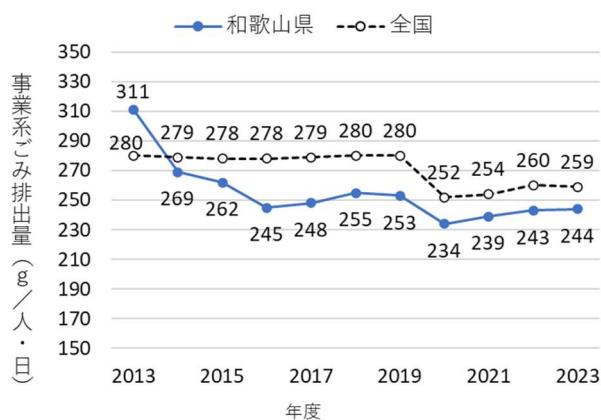


図 2-3-6 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

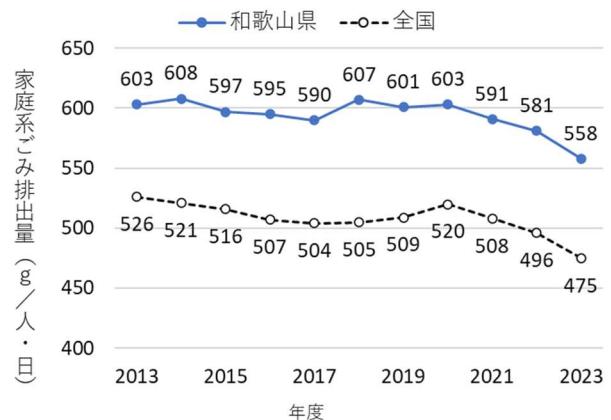


図 2-3-7 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

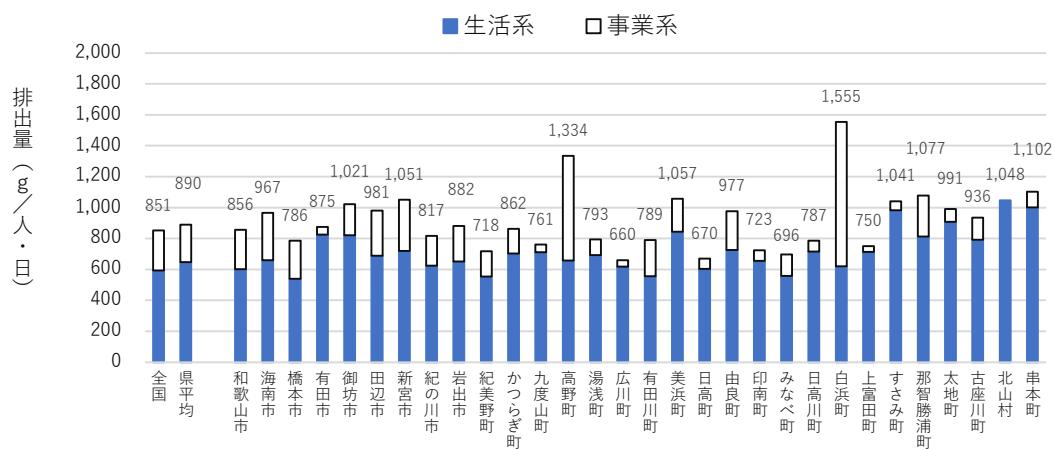
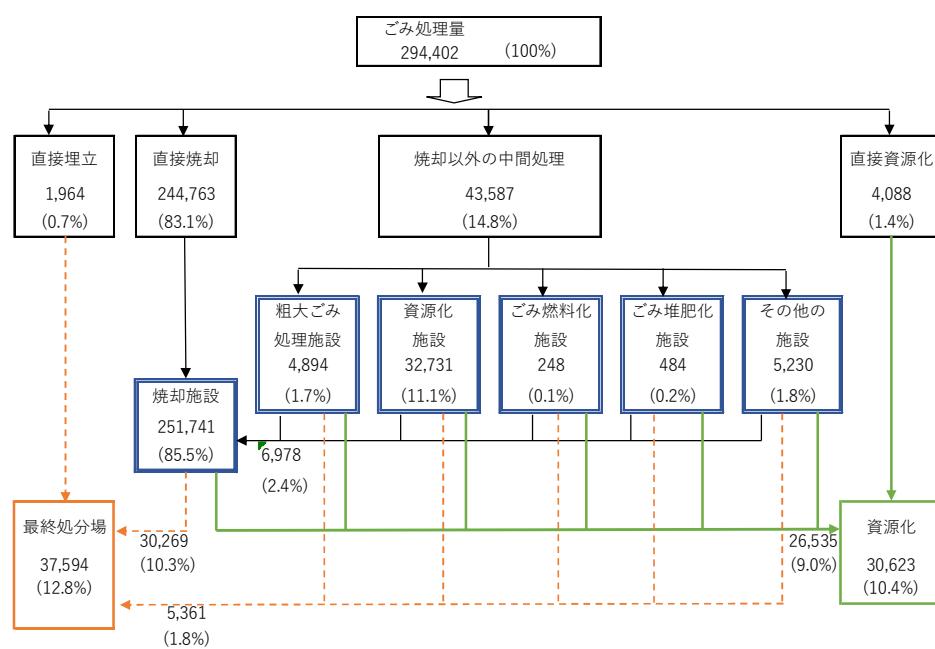


図 2-3-8 市町村別 1人1日当たりのごみ排出量(2023(令和5)年度実績)

2-3-3 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

- ごみ処理量（市町村が処理した量）は、294,402 t です。その内訳は、直接埋立が 1,964 t (0.7%)、直接焼却が 244,763 (83.1%)、焼却以外の中間処理が 43,587 (14.8%)、直接資源化 4,088 (1.4%) です。
- 一般廃棄物（ごみ）の処理量（集団回収量を除く。）は、減少傾向にあります。
- 一般廃棄物（ごみ）の出口側の循環利用率は、2023（令和5）年度実績で 11.9% であり、全国平均 19.5% に比べ低くなっています。
- 紙類や金属、ガラス、プラスチック類などが再資源化されています。また、紙類や溶融スラグ⁴、固体燃料化⁵、灰のセメント原料化⁶・山元還元⁷の 1 人 1 日当たりの資源化量は、全国平均に比べて低い状況です。
- 出口側の循環利用率や 1 人 1 日当たりの資源化量が低い要因としては、県内に廃棄物を原料や燃料として利用する施設（セメント工場等）が少ないと等が考えられます。



注) 単位 : t

注) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-3-10 一般廃棄物（ごみ）の中間処理の状況（2023（令和5）年度）



注) 四捨五入のため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-3-11 一般廃棄物（ごみ）の処理量（集団回収量を除く。）

⁴ 溶融スラグ：焼却灰を高温で溶融して固体物とし、建設資材等として利用すること。

⁵ 固形燃料化：廃棄物から RDF（家庭から排出される廃棄物を原料とした固形燃料）や RPF（古紙や廃プラスチック類を主原料とした固形燃料）等の固形燃料を製造すること。

⁶ 灰のセメント原料化：焼却灰をセメント原料として利用すること。

⁷ 山元還元：飛灰に含まれる鉛や亜鉛等を回収し、原料として利用すること。

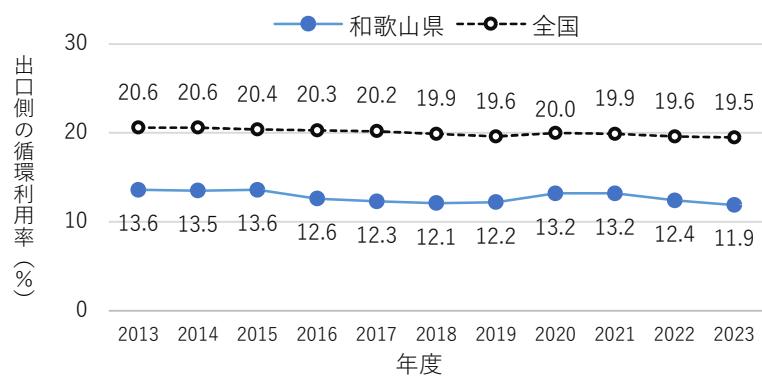


図 2-3-12 一般廃棄物（ごみ）の出口側の循環利用率

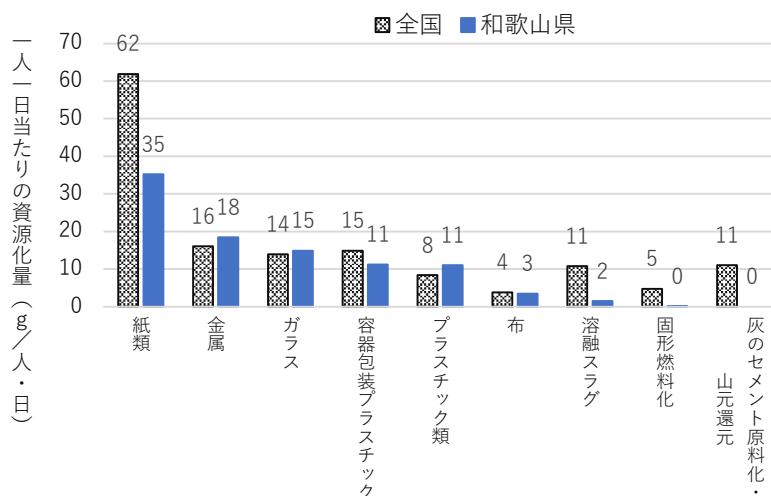


図 2-3-13 1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）資源化量の比較（2023（令和5）年度実績）

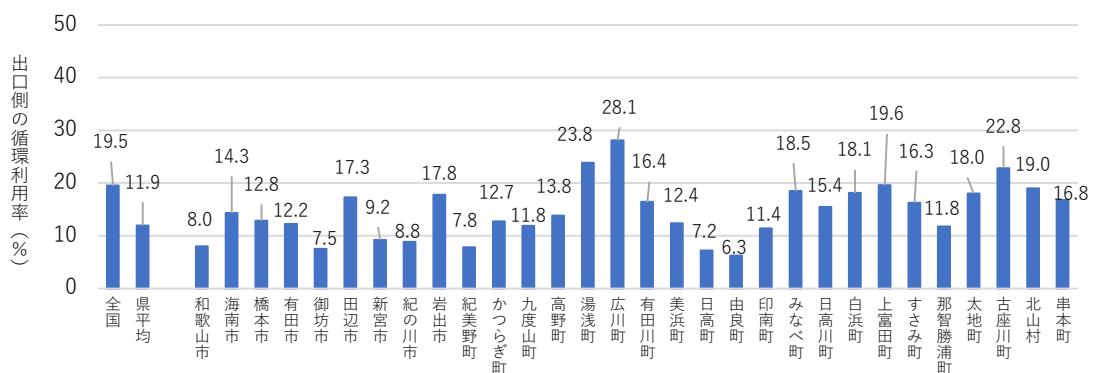


図 2-3-14 市町村別的一般廃棄物（ごみ）の出口側の循環利用率（2023（令和5）年度実績）

2-3-4 一般廃棄物処理施設の状況

- ごみ処理施設は、焼却施設が13施設、焼却以外の中間処理施設が14施設となっています。
- 焼却施設のうち、6施設が余熱利用をしており、温水利用が4施設、蒸気利用が2施設、発電利用が3施設です。
- 最終処分場は14施設あり、残余容量は2024（令和6）年度末時点では483千m³となっています（大阪湾フェニックス最終処分場を除く。）。
- 御坊圏域以北については、本県を含めた近畿2府4県169市町村が参画する大阪湾広域臨海環境整備センターが最終処分事業（大阪湾フェニックス事業⁸）を行っており、平成30年3月に基本計画を変更し、埋立期間を令和14年度まで延伸しています。
- 大阪湾フェニックス事業区域外の北山村を除く10市町で構成する紀南環境広域施設組合が紀南広域廃棄物最終処分場⁹を行っています。なお、北山村については奈良県の一部事務組合へ処理を委託しています。
- 大阪湾フェニックス事業対象区域の最終処分量は31千m³（2024（令和6）年度）で、そのうち28千m³が大阪湾フェニックスセンターで処分されています。
- 紀南広域廃棄物最終処分場対象区域の最終処分量は13千m³（2024（令和6）年度）で、そのうち9千m³が紀南広域廃棄物最終処分場で処分されています。
- 2004（平成16）年7月に策定された和歌山県ごみ処理広域化計画（第2次改訂版）の計画期間は2008（平成20）年度までとなっていますが、同計画の趣旨にのっとり施設整備を進めています。

表2-3-1 ごみ焼却施設の整備状況（2025（令和7）年3月末時点）

		バッチ	准連続	全連続	合計
ストー式	施設数	2	1	5	8
	処理能力(t/日)	45	49	886	980
流動床式	施設数	0	2	3	5
	処理能力(t/日)	-	105	532	637
合計	施設数	2	3	8	13
	処理能力(t/日)	45	154	1,418	1,617

表2-3-2 ごみ焼却施設の余熱利用状況（2025（令和7）年3月末時点）

	余熱利用あり							余熱利用なし	
		温水利用		蒸気利用		発電			
		場内利用	場外利用	場内利用	場外利用	場内利用	場外利用		
施設数	6	4	0	2	0	3	3	0	
								7	

注) 休止中の施設を除く。

注) 重複回答のため施設数の合計と一致しない。

注) 発電の場内利用している施設は場外利用も行っている。

⁸ 大阪湾フェニックス事業：近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立てにより行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の19市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入れが行われている。

⁹ 紀南広域廃棄物最終処分場：紀南地域の10市町（田辺市・新宮市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町）のごみ処理施設等から発生する焼却残渣等を埋立処分する一般廃棄物最終処分場。10市町及び北山村を含めた地域から発生する産業廃棄物もあわせて埋立処分する。

表2-3-3 焼却施設以外の中間処理施設数（2025（令和7）年3月末時点）

	固形燃料化施設	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	合計
施設数	1	3	10	14
処理能力(t/日)	30	106	169	305

表2-3-4 一般廃棄物の最終処分場の整備状況（2025（令和7）年3月末時点）

地域	施設数	残余容量 (千m ³)	R6年度最終処分量		
			(千m ³ /年)	うち大阪湾 フェニックスセンター (千m ³ /年)	うち紀南広域廃棄物 最終処分場 (千m ³ /年)
大阪湾フェニックス事業対象区域	7	256	31	28	—
紀南広域廃棄物最終処分場対象区域	7	227	13	—	9
県全体	14	483	44	28	9

注1) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

2) 比重を 0.8163t/m³（環境省が残余年数算定の際に使用する数値）として算出した。

3) 残余容量に大阪湾フェニックスセンター最終処分場の残余容量は含まない。

4) 北山村は除く。

表2-3-5 各ブロックのごみ焼却施設等の整備状況

ブロック名	市町村又は一部事務組合	構成市町村	施設等整備計画		現状 (2026 (R8) . 3) 処理能力(t/日)
			2008 (H20) 処理能力(t/日)	将来 処理能力(t/日)	
和歌山	和歌山市	(青岸エネルギーセンター) (青岸クリーンセンター)	400 320	400 320 (注1)	400 320 (注1)
海南・海草・那賀	紀の海広域施設組合	海南市 紀の川市 紀美野町	150 30 15 20 20	195	135
	岩出市	岩出市	60		65
橋本広域	橋本周辺広域市町村圏組合	橋本市 かつらぎ町 九度山町 高野町	90 30 - 15	101	101
有田広域	有田周辺広域圏事務組合	有田市 有田川町	100	65	100
	有田衛生施設事務組合	湯浅町 広川町	-		-
御坊広域	御坊広域行政事務組合	御坊市 美浜町 日高町 由良町 印南町 日高川町	98	98	147
田辺広域	田辺市	-	100	150	150
	みなべ町	-	20		
	上富田町	-	-		
	白浜町	-	55 12		
	すさみ町	-	15		
	上大中清掃施設組合	上富田町 田辺市(一部)	22		
新宮広域	新宮市	-	49	(注2)	49
	串本町古座川町衛生施設事務組合	串本町 古座川町	30		30
	那智勝浦町	-	50		23
	太地町	-	6		-
	北山村	-	-		-
	県全体の処理能力		1,707		1,270

※この表は、和歌山県ごみ処理広域化計画（第2次改訂版）を基に作成

(注1) 和歌山市の青岸クリーンセンターは、2021（令和3）年2月から休止

(注2) 新宮広域ブロックは、将来の施設の処理能力を検討中

2-3-5 し尿処理の状況

- ・水洗化率¹⁰は増加しており、2023（令和5）年度は85.9%ですが、全国平均96.3%と比較すると低い状況です。
- ・汚水処理人口普及率¹¹は増加しており、2024（令和6）年度は72.0%ですが、全国平均93.7%と比較すると低い状況です。
- ・汲み取りし尿と浄化槽汚泥の合計処理量（し尿処理量）は、人口減少や浄化槽普及率の向上により、減少傾向にあり、2023（令和5）年度は495.0千kLとなっています。

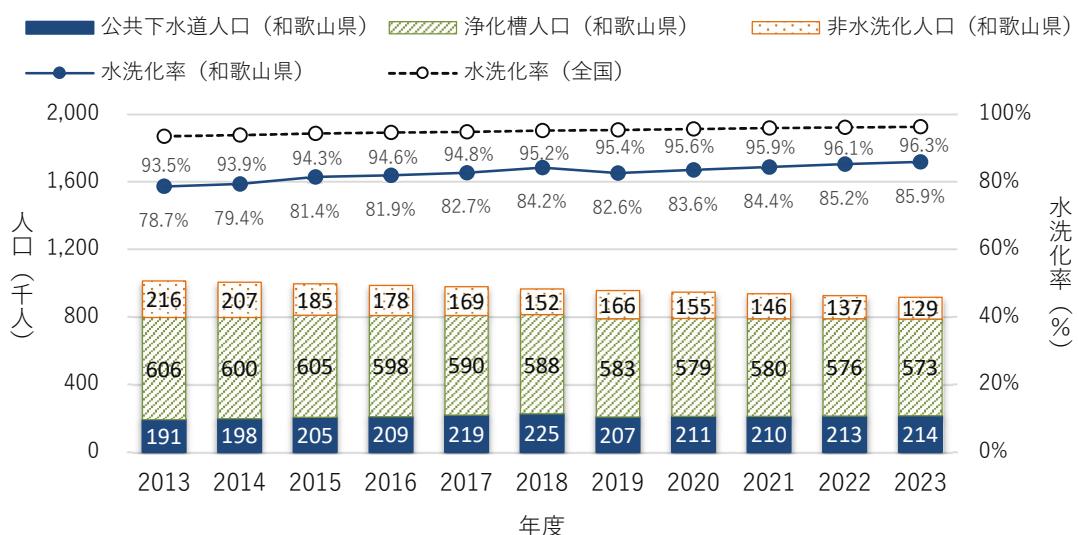


図2-3-14 水洗化状況の推移

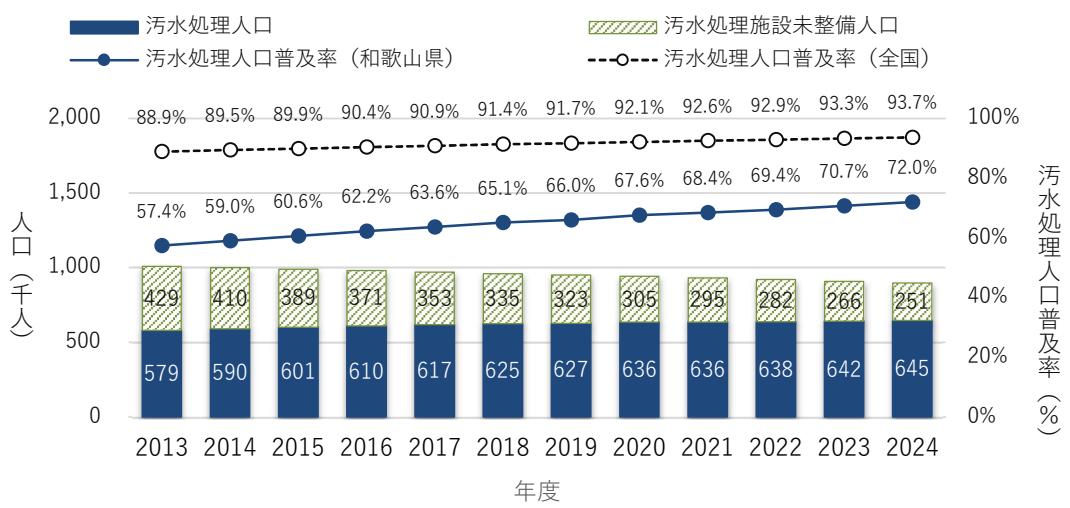


図2-3-15 汚水処理人口普及状況の推移

注) 図2-3-14は環境省一般廃棄物処理事業実態調査の数値を用いたもので、図2-3-15は環境省、国土交通省、農林水産省が合同で調査した全国の汚水処理人口普及状況の調査結果によるものであり、両者の人口の合計値は一致しない。

¹⁰ 水洗化率:水洗便所を利用している人口を総人口で除して算定した割合。「水洗」とは直接公共下水道に流す方式や自家浄化槽等で処理するものをいう。また、団地等で、共同の浄化槽により汚水処理をしている場合を含む。

¹¹ 汚水処理人口普及率:下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標

表2-3-6 し尿処理状況

(単位:千kL)

		2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5
計画 処理 量	し尿処理量	518.7	513.9	513.1	510.2	509.8	505.5	503.2	502.4	500.3	496.8	494.7
	汲み取りし尿	155.8	149.4	146.0	138.7	133.4	129.7	131.2	131.0	124.7	120.8	124.7
	浄化槽汚泥	362.9	364.5	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0	371.5	375.6	376.0	370.1
	下水道投入(注)	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	汲み取りし尿	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	浄化槽汚泥	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	518.7	514.2	513.1	510.2	509.8	505.5	503.2	502.4	500.3	496.8	494.7
	汲み取りし尿	155.8	149.5	146.0	138.7	133.4	129.7	131.2	131.0	124.7	120.8	124.7
	浄化槽汚泥	362.9	364.8	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0	371.5	375.6	376.0	370.1
自家処理量		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	0.3
汲み取りし尿		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	0.6	0.3	0.3	0.3
浄化槽汚泥		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
し尿処理量合計		519.0	514.5	513.4	510.4	510.1	506.1	503.8	503.1	500.7	497.2	495.0
汲み取りし尿		156.1	149.8	146.3	138.9	133.7	130.3	131.9	131.6	125.0	121.2	125.0
浄化槽汚泥		362.9	364.8	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0	371.5	375.6	376.0	370.1

(注) 下水道投入とは、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥のうち、下水道処理施設に投入して処理されるもの

2-4 産業廃棄物の現状

2-4-1 産業廃棄物の排出・処理の概況

- 本県の産業廃棄物排出量は、2023（令和5）年度実績で2,320千tです。
- 減量化量は564千t（24.3%）、再生利用量は1,597千t（68.9%）、最終処分量は159千t（6.9%）です。

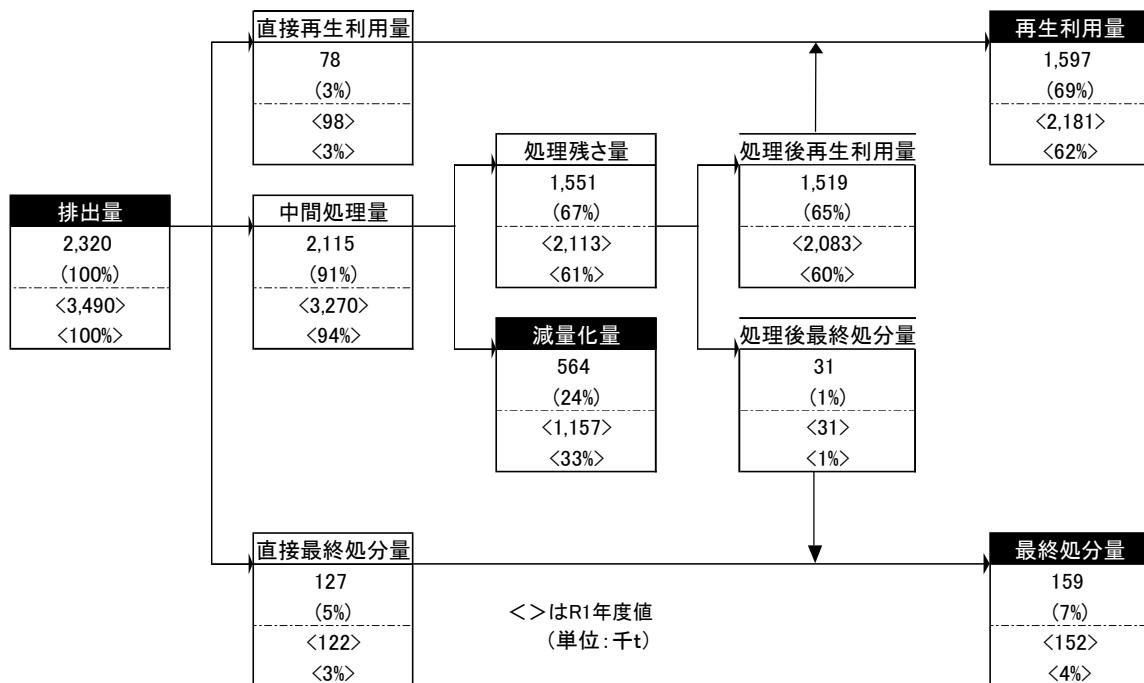
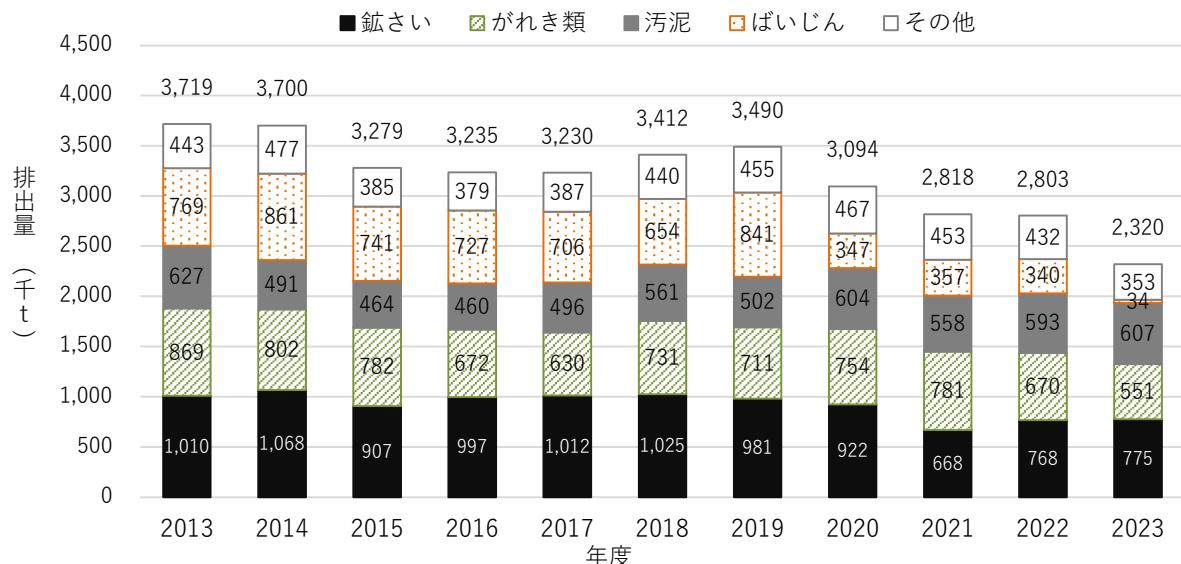


図2-4-1 産業廃棄物の排出・処理状況（2023（令和5）年度）

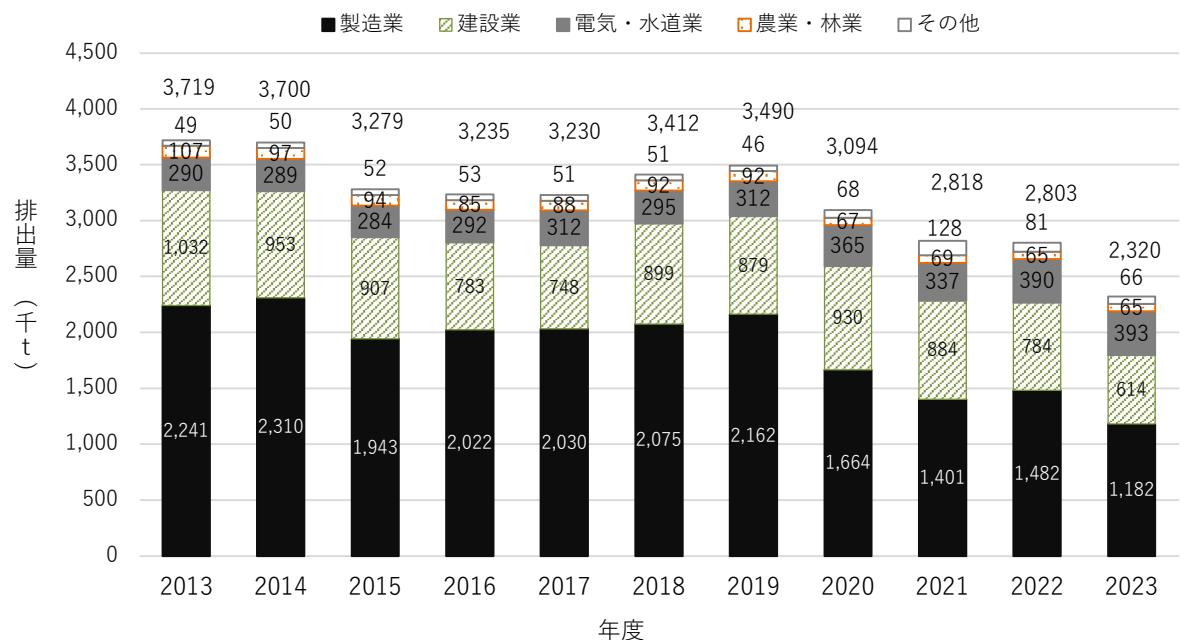
2-4-2 産業廃棄物の排出の状況

- 2023（令和5）年度の産業廃棄物排出量は2,320千tであり、その内訳は、鉱さいが775千t、がれき類が551千t、汚泥が607千tとなっています。
- 業種別にみると、製造業が1,182千t、建設業が614千t排出しており、この2業種で全体の約77%を占めています。



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図2-4-2 産業廃棄物の種類別排出量

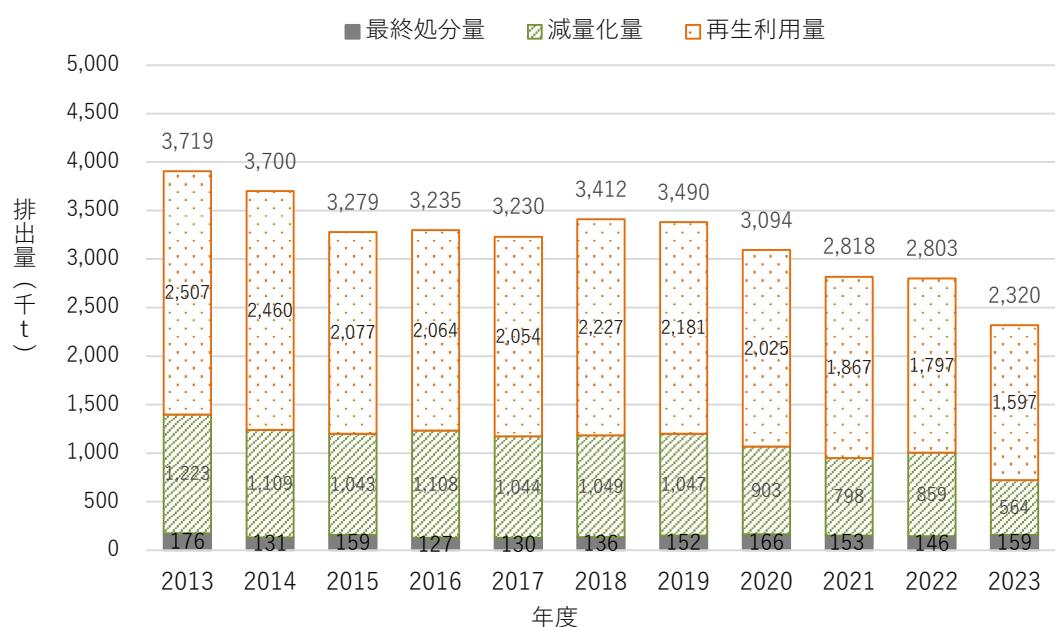


注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図2-4-3 産業廃棄物の業種別排出量

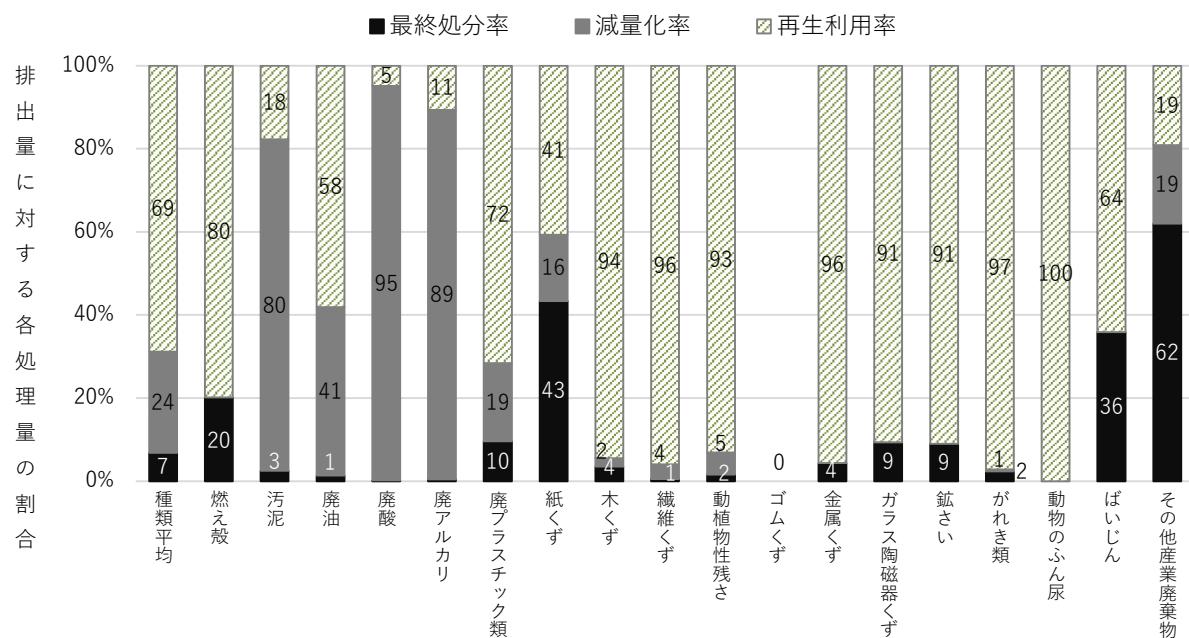
2-4-3 産業廃棄物の処理の状況

- 排出量が減少傾向にありますが、最終処分量は横ばいです。
- 種類別では、木くず、纖維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿の再生利用率が高くなっています。
- 汚泥は脱水などの処理が、廃酸、廃アルカリは焼却などの処理が行われるため、減量化率が高くなっています。
- 業種別で見ると、主にがれき類や木くずなどが排出される建設業では、再生利用率が高くなっています。また、主に動物のふん尿が排出される農業、林業では、再生利用率が100%となっています。
- 産業廃棄物の種類別の再生利用量を見ると、鉱さいやがれき類の割合が高くなっていますが、これは、鉄鋼業から排出される鉄鋼スラグや建設業から排出されるがれき類が路盤材の原料などに再生利用されていることによるものと考えられます。



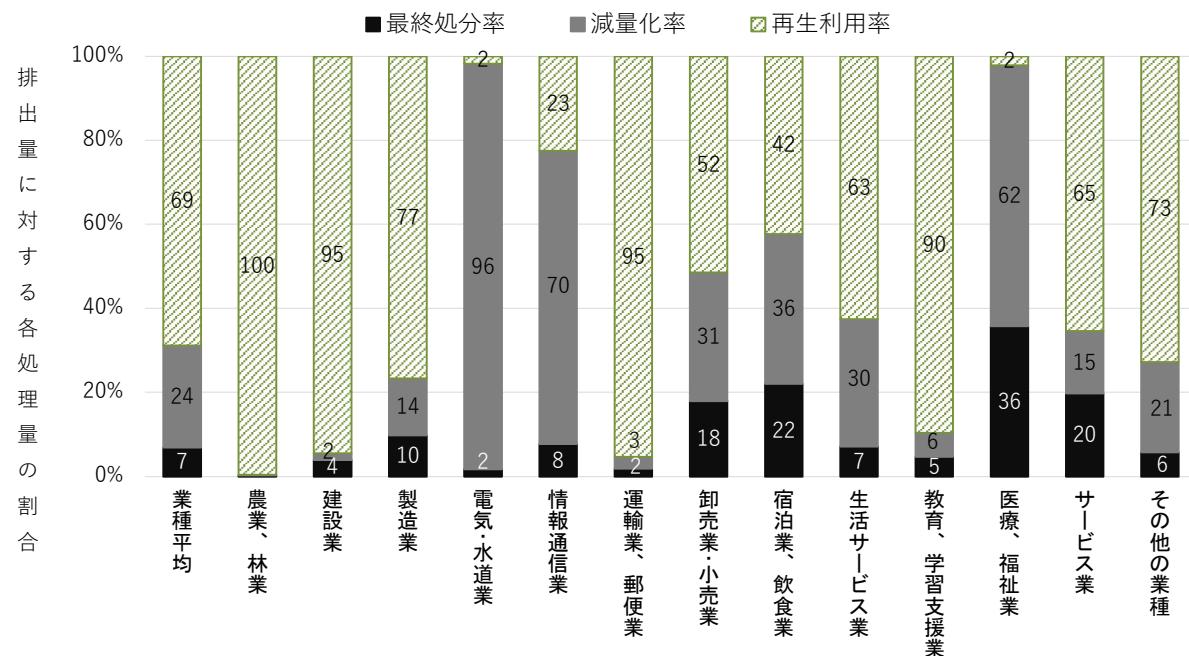
注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-4-4 産業廃棄物の処理量



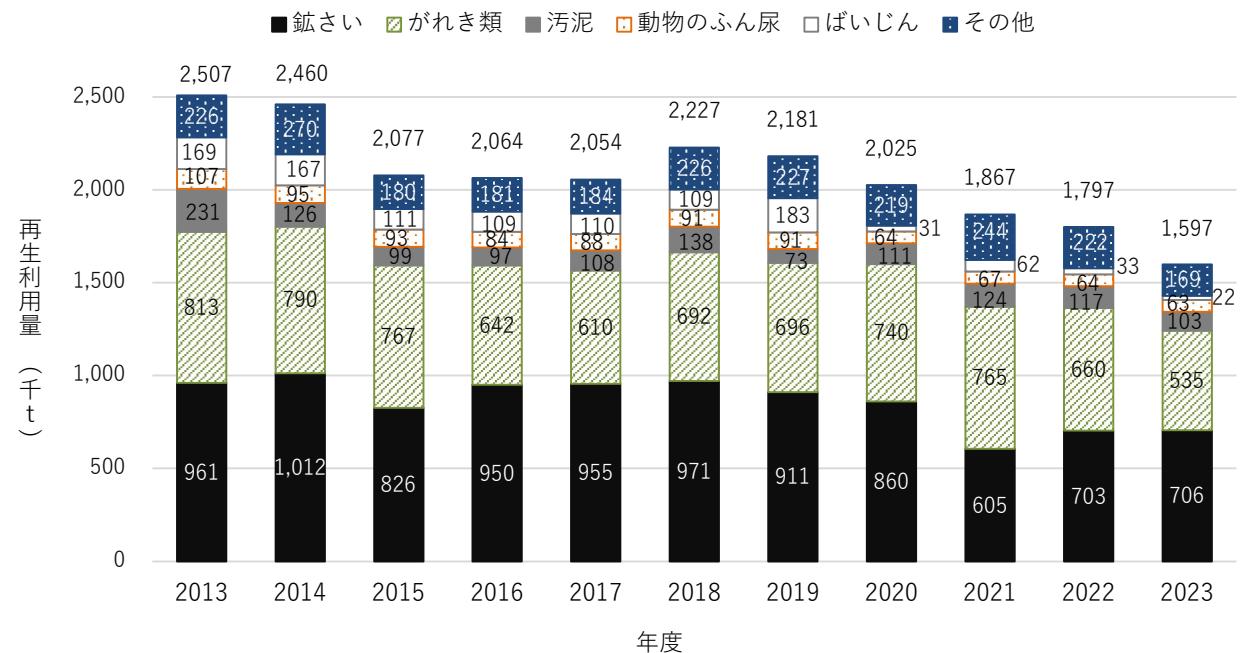
注) 四捨五入のため内訳が 100% にならない場合がある。

図 2-4-5 産業廃棄物の種類別処理率 (2023 (令和5) 年度)



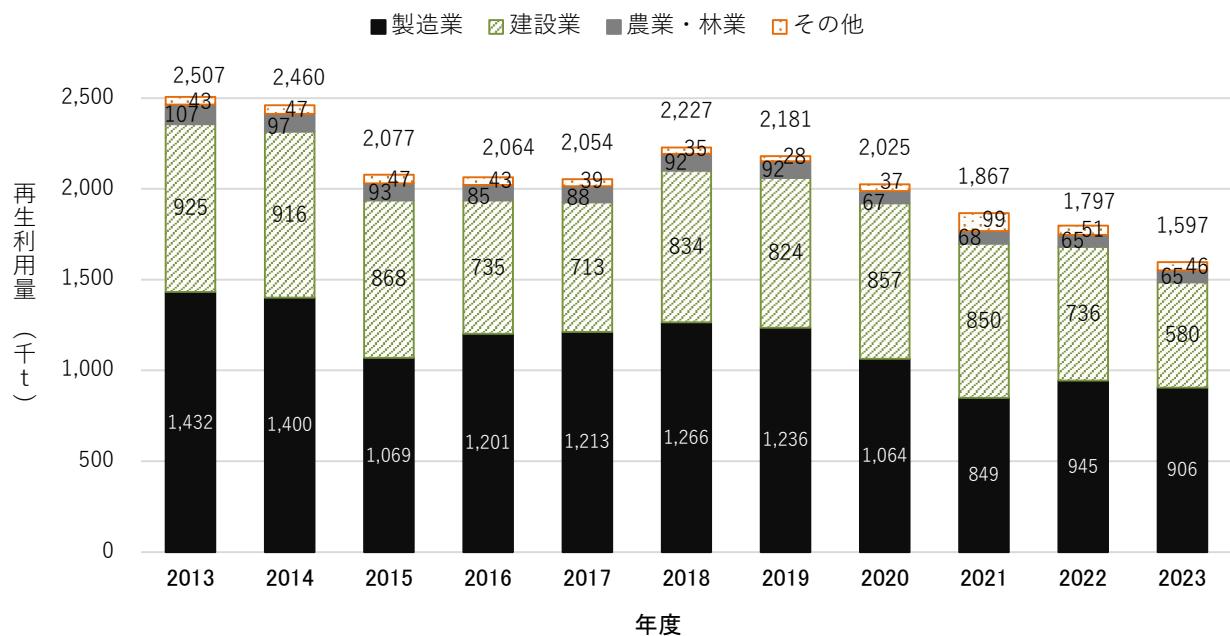
注) 四捨五入のため内訳が 100% にならない場合がある。

図 2-4-6 産業廃棄物の業種別処理率 (2023 (令和5) 年度)



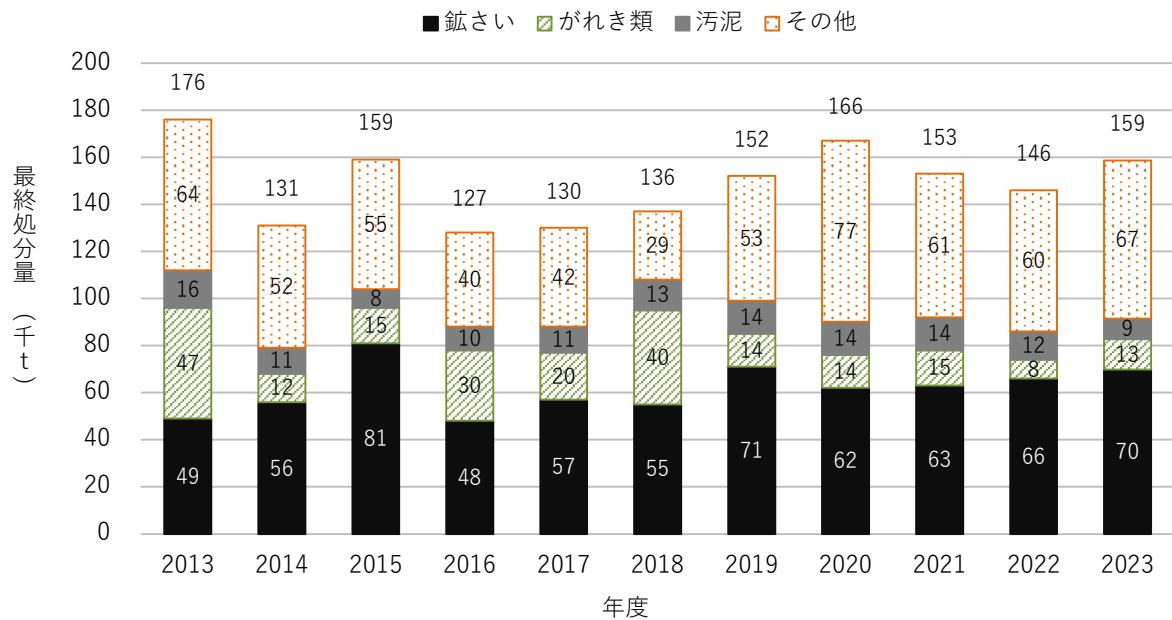
注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-4-7 産業廃棄物の種類別再生利用量



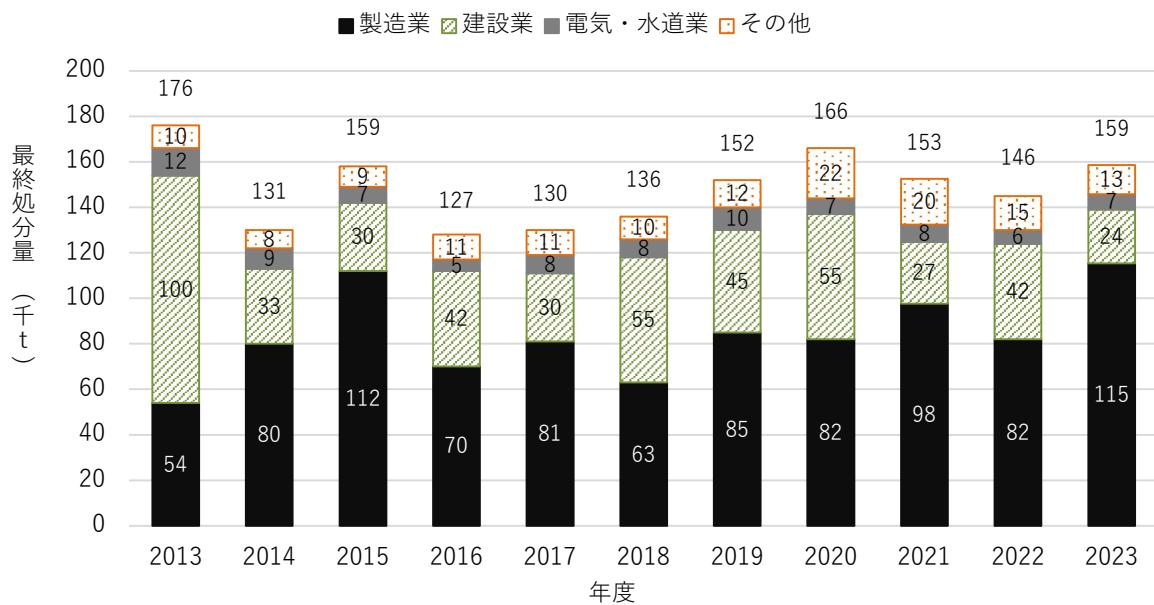
注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-4-8 産業廃棄物の業種別再生利用量



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-4-9 産業廃棄物の種類別最終処分量



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-4-10 産業廃棄物の業種別最終処分量

2-4-4 産業廃棄物処理施設の状況

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可件数は2024（令和6）年度末時点で217件であり、そのうち、処理業者に係るものが186件となっています。
- ・産業廃棄物最終処分場は安定型が6施設、管理型が2施設であり、残余容量は安定型が787千m³、管理型が35千m³となっています。

表2-4-1 産業廃棄物処理施設設置許可状況（2025（令和7）年3月末時点）

処理施設 許可件数	和歌山県			和歌山市			合計
	事業者	処理業者	計	事業者	処理業者	計	
汚泥の脱水施設	-	4	4	17	1	18	22
汚泥の乾燥施設	-	1	1	3	3	6	7
汚泥の焼却施設	-	-	-	1	6	7	7
廃油の油水分離施設	-	1	1	-	1	1	2
廃油の焼却施設	-	-	-	-	6	6	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	-	2	2	1	1	2	4
廃プラスチック類の破碎施設	-	7	7	1	17	18	25
木くず・がれき類の破碎施設	7	92	99	-	20	20	119
廃プラスチック類の焼却施設	-	-	-	-	7	7	7
その他の焼却施設	1	2	3	-	7	7	10
コンクリート固化施設	-	-	-	-	-	-	-
水銀ばい焼施設	-	-	-	-	-	-	-
廃水銀等の硫化施設	-	-	-	-	-	-	-
シアン分解施設	-	-	-	-	-	-	-
石綿溶融施設	-	-	-	-	-	-	-
PCB処理施設	-	-	-	-	-	-	-
安定型最終処分場 ¹²	-	6	6	-	-	-	6
遮断型最終処分場 ¹³	-	-	-	-	-	-	-
管理型最終処分場 ¹⁴	-	2	2	-	-	-	2
合計	8	117	125	23	69	92	217

注1) 終了した最終処分場を除く。

2) 大阪湾広域臨海環境整備センターは、御坊圏域以北の19市町で発生した産業廃棄物の最終処分の受入れを行っている。

3) 紀南環境広域施設組合は、みなべ町以南の11市町村で発生した産業廃棄物の最終処分の受入れを行なっている。

4) 大阪湾広域臨海環境整備センター及び紀南環境広域施設組合の最終処分場は表2-4-1及び表2-4-2の数に含まない。

¹² 安定型最終処分場：安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を処分する最終処分場。遮水構造を有していない。

¹³ 遮断型最終処分場：有害な産業廃棄物を処分する最終処分場。周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する構造となっている。

¹⁴ 管理型最終処分場：安定型及び遮断型以外の産業廃棄物（燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等）を処分する最終処分場。遮水構造、浸出水処理施設を有している。

表2-4-2 産業廃棄物最終処分場の残余容量（2025（令和7）年3月末時点）

	和歌山県許可分			和歌山市許可分		
	施設数	許可容量(千m ³)	残余容量(千m ³)	施設数	許可容量(千m ³)	残余容量(千m ³)
安定型	4	1,909	787	—	—	—
遮断型	—	—	—	—	—	—
管理型	1	1,442	35	—	—	—
合計	5	3,352	822	0	0	0

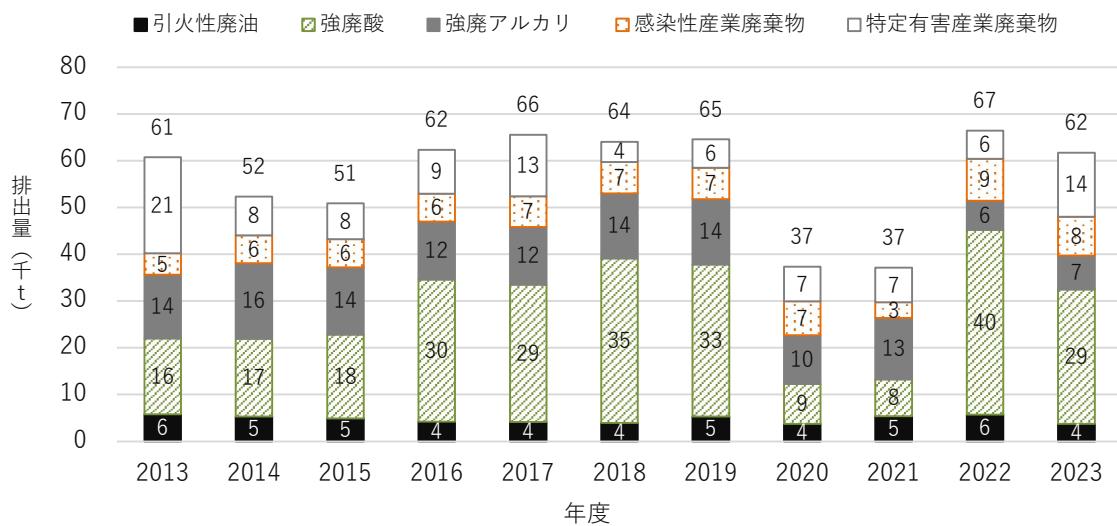
注1) 未稼働の最終処分場は含まない。

2) 埋立が終了した最終処分場は除く。

3) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

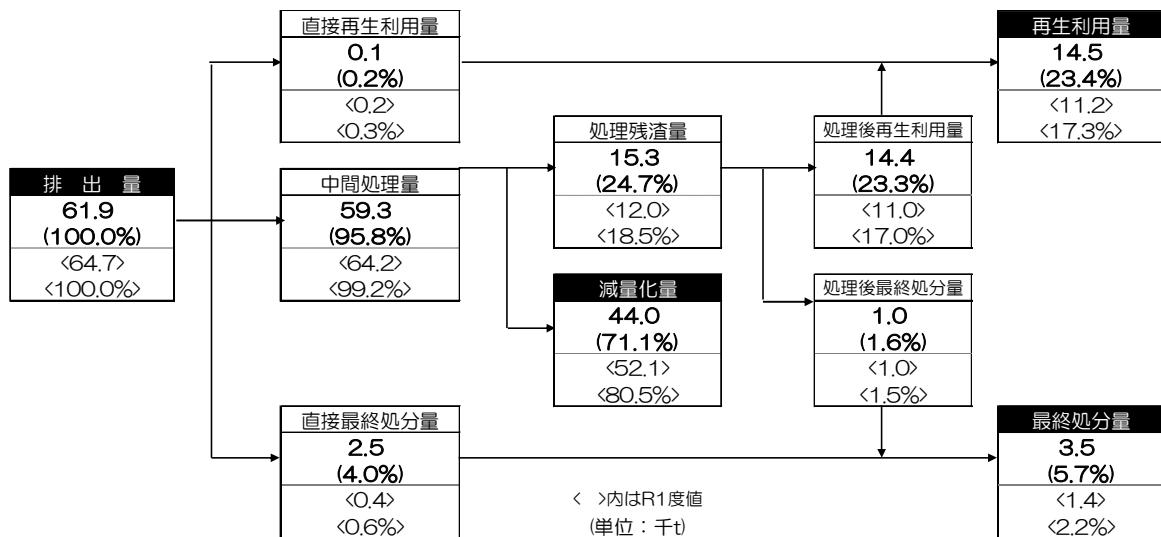
2-5 特別管理産業廃棄物の現状

- 特別管理産業廃棄物の排出量は、2023（令和5）年度で62千tであり、その内訳は、強廃酸が29千t、特定有害産業廃棄物が14千t、感染性産業廃棄物が8千t、強廃アルカリが7千t、引火性廃油が4千tです。
- 特別管理産業廃棄物の減量化量は44.0千t（71.1%）、再生利用量は14.5千t（23.4%）、最終処分量は3.5千t（5.7%）です。



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-5-1 特別管理産業廃棄物の排出状況



注) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-5-2 特別管理産業廃棄物の処理状況（2023（令和5）年度）

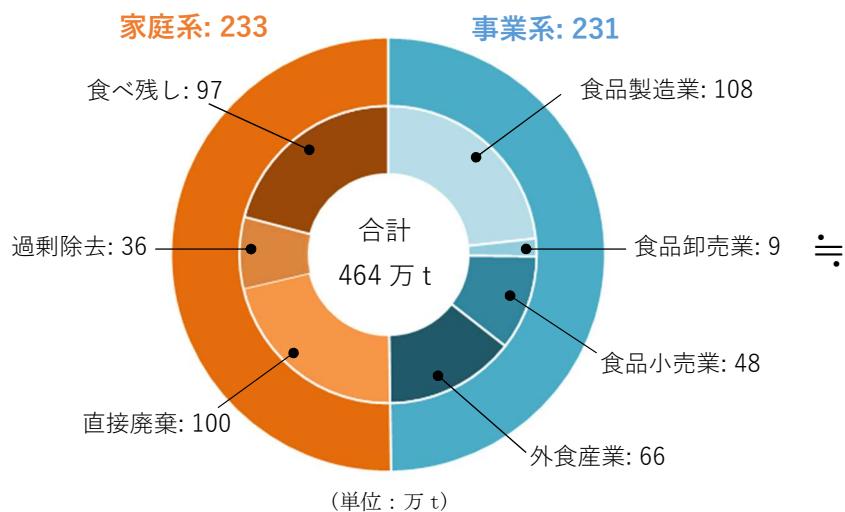
2-6 食品ロスの現状

- ・本来食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。
- ・食品ロスは、食品がごみとして処分される際だけではなく、食品の生産や輸送の際にも大きな環境負荷を生じさせています。食品ロスの削減は、食品の生産、加工から消費、廃棄に伴う資源とエネルギーの削減につながり、脱炭素社会の実現にも寄与します。
- ・2019（令和元）年10月1日には、食品ロスの削減を国民運動として推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されるなど、食品ロスの削減に向けた機運が高まっています。国、自治体、事業者、消費者等の各主体が、食品ロス問題を正しく理解し、行動に移していくことが重要です。
- ・2023（令和5）年度には464万t（推計値）の食品ロスが発生しています。内訳は、家庭から発生する食品ロスが233万t、事業活動に伴い発生する食品ロスが231万tで、家庭系食品ロスは食べ残し、過剰除去¹⁵、直接廃棄¹⁶、事業系食品ロスは、規格外品、返品、売れ残りなどが主な発生要因です。国民1人当たりに換算すると、おにぎり1個分の量（約102g）の食品を毎日廃棄していることになります。経済損失に換算すると、年間約4兆円、国民1人当たり約31,814円と推計されます。
- ・国の推計方法を基に本県の食品ロス発生量を試算すると、年間3.3万tの食品ロスが発生しており、内訳は家庭系食品ロスが1.9万t、事業系食品ロスが1.4万tとなります。
- ・本県では、日常生活において食品ロスを削減する具体的な行動の実践を促すため、出前講座やラジオ、SNS等による啓発、講演会等を開催しています。
- ・未利用食品の有効活用と食品ロスへの関心を高めることを目的に、食品ロス削減月間の10月にフードドライブ¹⁷を実施しています。また、県内のコンビニエンスストアやスーパーなどで実施されているフードドライブについては、ホームページで県民へ周知しています。
- ・食品ロスの削減に取り組む事業者を「食品ロス削減協力事業者」として登録し、ホームページでその取組を紹介しています。

¹⁵ 過剰除去 : 厚くむきすぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

¹⁶ 直接廃棄 : 賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる商品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品。

¹⁷ フードドライブ : 家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動のこと。



国民 1 人当たり食品ロス量

1 日 約 102 g

※おにぎり 1 個分

年間 約 37 kg

経済損失に換算すると…

年間 約 31,814 円

図 2-6-1 全国の食品ロスの推計
(2023 (令和5) 年度推計 環境省、農林水産省)

2-7 海洋ごみ・プラスチック対策の現状

- ・海洋へのプラスチックごみ等の流出による海洋ごみが、地球規模で問題になっています。同時に、回収が難しく解決が困難なマイクロプラスチック¹⁸による生態系への影響が懸念されています。
- ・国は、2019（令和元）年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、「3 R+Renewable¹⁹」を基本原則として、プラスチックの3 Rに加え、バイオマスプラスチック²⁰の導入や海洋プラスチックごみ対策などの方針を示しています。これに基づき、2020（令和2）年7月にレジ袋の有料化が義務化されました。また、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022（令和4）年4月に施行されました。
- ・2019（令和元）年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050（令和32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加各国と共有されました。また、2023（令和5）年5月に開催されたG7広島サミットでは、2040（令和22）年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせるこにコミットすることが表明されました。
- ・本県では、海岸の良好な環境保全を目的に、海岸漂着物の回収事業や、クリーンアップ運動などの発生源対策を実施しています。また、プラスチックの資源循環を推進するため、ワンウェイプラスチック²¹の削減や、和歌山県リサイクル製品認定制度を通じたプラスチックのリサイクル促進など、プラスチックの3 Rに取り組んでいます。
- ・2020（令和2）年4月には、ごみの散乱防止条例を施行し、清掃活動等を支援する「わかやまごみゼロ活動応援制度」を導入し、まちの美化活動や海洋ごみの発生源対策を推進しています。

¹⁸ マイクロプラスチック：大きさが5mm以下の微細なプラスチックごみ

¹⁹ 3 R+Renewable：3 Rとは、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）のこと。Renewableとは、製品の原料を再生可能な資源に替えていくこと。

²⁰ バイオマスプラスチック：原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材

²¹ ワンウェイプラスチック：ペットボトルやレジ袋、トレイなどの容器包装、ストローなどのように、1度使用された後にその役目を終えるプラスチックのこと。使い捨てプラスチック

2-8 産業廃棄物の不法投棄等の現状

- ・県内の産業廃棄物の小規模不法投棄（10t未満）件数は、近年30件台から60件台で推移しており、依然として撲滅には至っていません。
- ・県内の産業廃棄物の大規模不法投棄（10t以上）件数は、2013（平成25）年度に4件、2014（平成26）、2015（平成27）、2018（平成30）、2020（令和2）年度に各1件となっています。
- ・場所別では、道路沿いが約6割を占めています。

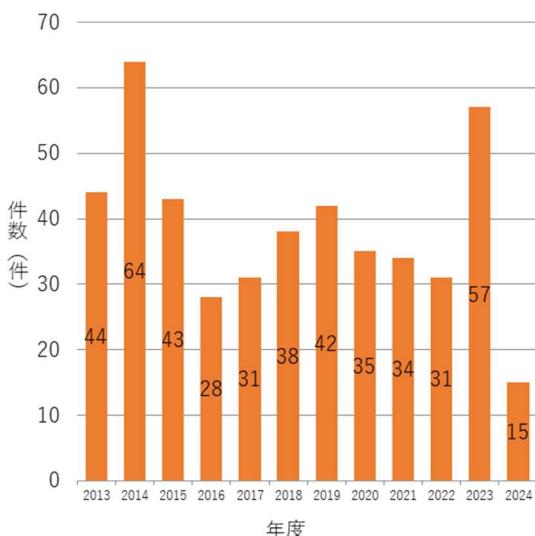


図 2-8-1 産業廃棄物の不法投棄
発生件数 (10t未満)

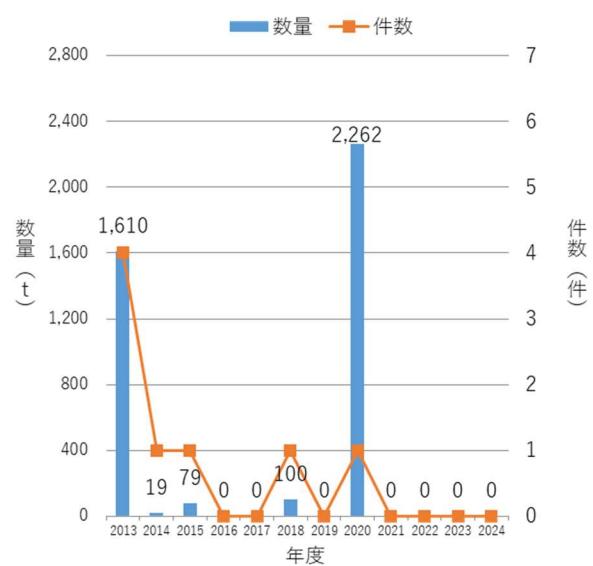


図 2-8-2 産業廃棄物の不法投棄
発生件数 (10t以上)

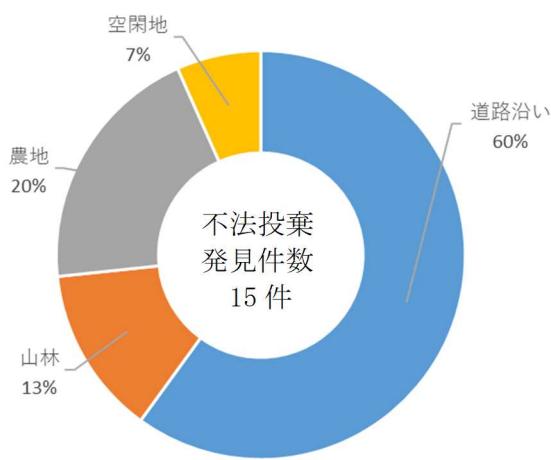


図 2-8-3 場所別の不法投棄発見件数の割合
(2024(令和6)年度)

2-9 災害廃棄物対策の現状

- ・県は、大規模災害時等に被災市町村における適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、2014（平成26）年6月から廃棄物処理に精通した職員を和歌山県災害廃棄物処理支援要員²²に任命し速やかに被災地へ派遣する制度を設けています。
- ・県は、2015（平成27）年7月に和歌山県災害廃棄物処理計画を策定しています。
- ・県は、災害時の広域的な災害廃棄物処理体制やし尿処理体制の確立及び必要な人材・資機材の確保等のため、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会²³、一般社団法人和歌山県清掃連合会²⁴、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会²⁵と、災害時の協力協定を締結しています。
- ・和歌山県災害廃棄物処理支援要員、市町村担当者及び関係団体とともに、2018（平成30）年度から災害廃棄物処理図上演習を、2019（令和元）年度から災害廃棄物処理担当者勉強会を行い、災害廃棄物処理に係る職員のスキルアップを図っています。
- ・2015（平成27）年1月に設立された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」により、県域を越えた広域の災害廃棄物対策を推進しています。
- ・住民向け災害廃棄物処理に係る理解の醸成のため、国のモデル事業を活用してボランティア向け研修会及び片付けごみ搬出模擬訓練を実施しています。
- ・2022（令和4）年3月には、県内全30市町村が単独の災害廃棄物処理計画（一般廃棄物処理計画や地域防災計画に記載しているものを含む）を策定済みとなりました。

²² 災害廃棄物処理支援要員

：支援要員の業務内容は、災害廃棄物収集・処理体制の確立支援、災害廃棄物発生状況の情報収集、廃棄物処理施設被災状況の情報収集及び災害廃棄物仮置場・集積場の設置及び運営支援等である。

²³ 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会：県内の産業廃棄物処理業者の資質の向上、廃棄物の適正処理の推進を目的として和歌山県内の産業廃棄物処理業者等により設立された社団法人

²⁴ 一般社団法人和歌山県清掃連合会：一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業等の指導育成及び資質の向上に関する事業を行い、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として和歌山県内の清掃業者等により設立された社団法人

²⁵ 一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会：一般廃棄物の適正な処理の推進や、環境に関する知識の高揚や調査研究、指導助成等を行い、一般廃棄物事業の環境改善、発展を図り、和歌山県の公衆衛生の向上及び環境保全に寄与することを目的として和歌山県内的一般廃棄物処理業者等により設立された社団法人

第3章 循環型社会の実現に向けて

3-1 基本的な方針

循環型社会の推進

～循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進し、持続可能な未来を築く～

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行により循環型社会を推進し、環境への負荷が低減されるだけでなく、人々が豊かに暮らす環境、経済、社会が調和した持続可能な社会の実現を目指します。

《取組の方向》

1 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による徹底的な資源循環の推進

循環経済への移行により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減された循環型社会の形成を実現するとともに、脱炭素社会・自然共生社会の形成を推進します。

2 食品ロスの削減

消費者、事業者、市町村等と連携を図り、県民運動として食品ロスの削減を推進します。食品ロスを削減するための取組や、未利用食品の活用に関する県民や事業者の理解を深めるため、普及啓発等を実施します。

3 海洋ごみ・プラスチック対策

プラスチック等の海洋ごみによる汚染を減少させるため、徹底した発生抑制を図り、プラスチックのリサイクルや化石資源由来のプラスチックからバイオマスプラスチック等への切り替えを推進します。

4 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保

社会状況の変化に応じた安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保を図ります。また、廃棄物・資源循環分野における脱炭素化を推進します。

5 不法投棄・不適正処理の撲滅

廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止等による環境中への廃棄物の流出を防止し、適正な処理を確保します。

6 災害廃棄物対策の推進

災害により生じた廃棄物については、適正な処理を確保しつつ、可能な限り分別、再生利用等を図り、生活環境に支障を生じさせないよう円滑かつ迅速な処理を確保します。

～ウェルビーイングにつながる和歌山らしい資源循環～

国の環境基本計画では、環境保全と「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を目的とし、市場的価値（賃金、金融資産等）と非市場的価値（快適さ、自己肯定感等の主観的幸福感等）の双方において、「新たな成長」の実現を目指しています。

これまで「ごみ」の処理は、分別が面倒で、処分にお金がかかる「負担」と捉えられてきました。しかし視点を変えれば、ごみは地域の未来を支える「資源」になる可能性があります。家庭や農業から出る生ごみや残さは堆肥やバイオガスに、森林の間伐材は燃料や木工製品、建築資材等に生まれ変わります。和歌山県は、みかんや梅、柿といった果樹、紀州材、豊かな海の幸など、多彩な地域資源に恵まれています。資源を持続可能な形で循環させることにより、地域資源を守りながら、新しい産業や雇用を生み出すことができます。また、人口減少や高齢化でごみ処理の負担が増す中、自主的、積極的な活動により、地域で支え合う仕組みを構築し、県民一人一人が誇りと豊かさを実感できる社会を築いていきます。

3-2 循環型社会の実現のために本県が取り組むべき課題

3-2-1 課題1 循環型社会の形成に向けた循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

- ・人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、環境の健全性や自然資本の安定性を脅かしつつあります。資源の利用に当たっては、効率性・循環性を高め、化石燃料への依存度を下げ、資源を持続可能な形で利用していくことが求められています。また、世界の天然資源の過剰な利用が、地球全体の温室効果ガス排出量の増加、生物多様性の損失等にも大きな影響を与えており、これらの課題にも同時に取り組む必要があります。
- ・このような状況の中、循環型社会の形成に向けて資源効率性・循環性を一段と高めるためには、分別の徹底や3Rの推進等の従来の取組を強化するだけではなく、経済社会システムそのものを循環型に変えていく必要があります。大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行は、循環型社会の形成に有効な手段であり、資源の消費を最小化し、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等につながるだけでなく、気候変動や生物多様性損失等の環境問題を含む社会的課題の解決にもつながるものです。
- ・地域の製造業や小売業、農林水産業、廃棄物処理業などの事業者だけでなく、県民、各種団体、自治体等が連携し、地域の資源を持続可能な形で利用して経済活動を営み、その取組を広げていくことで循環経済を実現し、さらには地域の活性化につなげる必要があります。

3-2-2 課題2 一般廃棄物（ごみ）の排出量の削減とリサイクル率の向上

- ・本県の1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量は、減少しているものの全国平均を上回っています。特に、家庭系ごみの排出量が全国平均と比較して多い状況です。
- ・また、一般廃棄物（ごみ）のリサイクル率は、全国平均に比べ低い状況にあります。
- ・これらのことから、一般廃棄物（ごみ）については、さらなる分別徹底や3Rを促進する取組や廃棄物処理施設の整備を推進する必要があります。
- ・資源循環を徹底していくためには、ごみ処理の体制を整えるだけでなく、消費者のライフスタイルの転換や企業活動における行動変容を促進する必要があります。

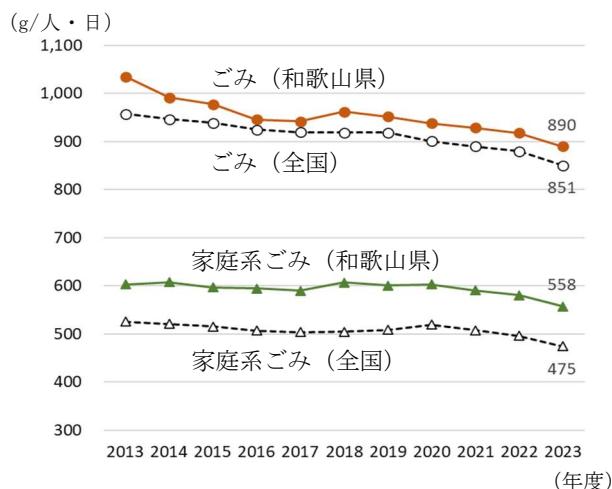


図3-2-1 1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量

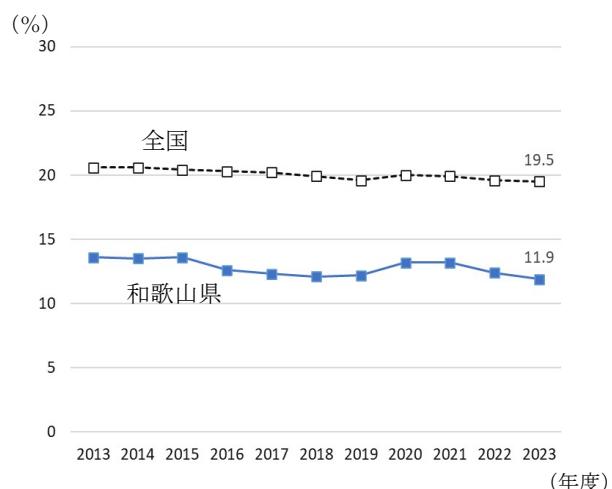
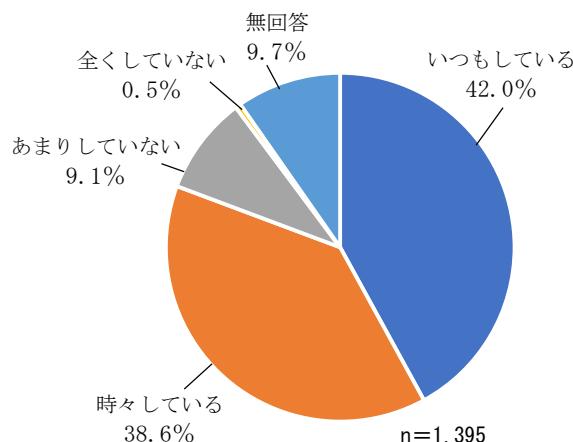


図3-2-2 一般廃棄物（ごみ）の出口側の循環利用率

3-2-3 課題3 食品ロスの削減

- ・食品ロスの削減を推進するためには、地域の発生状況に応じた施策を行うことが重要です。しかしながら、本県においては、組成調査等による食品ロス発生量の推計を行っている市町村は少なく、本県が主体となった調査もできていない現状があります。国や他自治体の動向を参考にし、県内市町村における食品ロス発生量等の実態把握を進めていく必要があります。
- ・令和7年度に実施した環境に関する県民意識調査によると、「普段の生活でまだ食べることができる食品を捨ててしまうことがある」と回答した人は、42.3%となりました。また、食品ロスを減らす取組を行っている人の割合は80.6%となり、国の目標である80%を上回っているものの、「いつもしている」と回答した人の割合は42.0%に留まっています。
- ・食品ロスを減らす具体的な取組については、「買い物前の在庫確認」や「残さず食べる」、「小分け冷凍など保存の工夫をする」、「賞味期限が過ぎてもすぐに捨てずに確認する」と回答した人の割合が比較的高い状況にあります。一方で、「てまえどり²⁶」や「野菜の皮を料理に使う」、「外食時にちょうど良い量を注文する」と回答した人の割合は低くなっています。
- ・日常生活でのちょっとした工夫が食品ロスの削減につながることから、県民に対し、更なる意識の向上を図り、食品ロス削減の実践を促進する必要があります。
- ・フードドライブ活動に関しては、「行っている」と回答した県民は全体の0.5%に留まりました。フードドライブは、食品ロスの削減による廃棄物の発生抑制の点からだけでなく、また食糧支援を必要とする家庭や福祉施設、こども食堂等への支援といった点からも有意義な取組です。本県においても、未利用食品の有効活用と食品ロスへの関心を高めることを目的に、食品ロス削減月間等にフードドライブを実施しています。また、県内のコンビニエンスストアやスーパーなどで実施されているフードドライブについては、ホームページによる県民への周知を継続して行い、理解と協力を促す必要があります。

食品ロスを減らす取組を行っているか



家庭での具体的な取組について

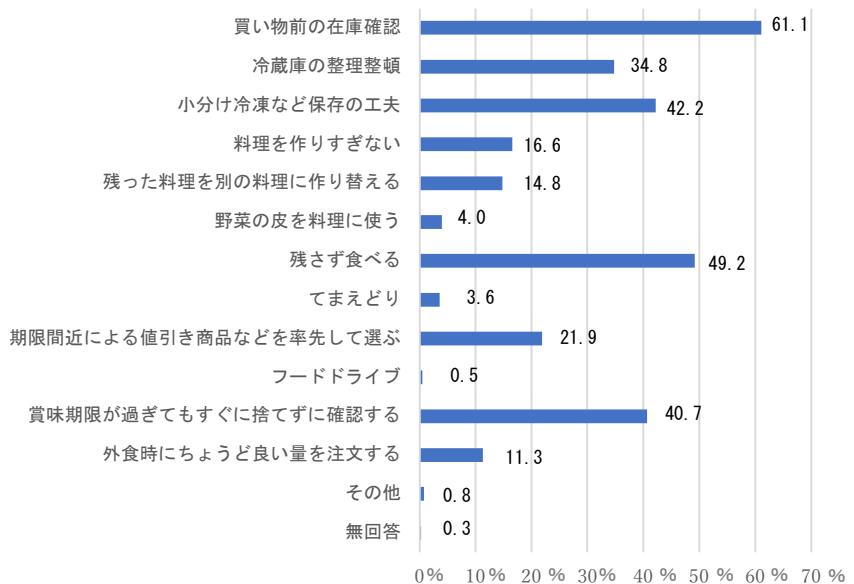


図3-2-3 2025（令和7）年度和歌山県環境に関する県民意識調査結果

²⁶ てまえどり：賞味期限や消費期限まで日にちが長い商品を選ぶのではなく、すぐに食べるのであれば陳列棚の手前にあるものから購入する購買行動

3-2-4 課題4 海洋ごみ・プラスチック対策

- ・海洋へのプラスチックごみ等の流出による海洋ごみが、地球規模で問題となっており、マイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。
- ・本県においても、プラスチックごみの排出抑制やリサイクルのさらなる推進のため、県民のプラスチックごみ削減に対する理解と関心の向上を図ることにより、プラスチックの使用を削減するとともに、事業者におけるプラスチックのリサイクルや化石資源由来のプラスチックからバイオマスプラスチック等への切替えを促進する必要があります。
- ・ごみの散乱防止条例に基づく取締りや啓発により、ごみの散乱防止及びまちの美化を推進し、海洋ごみの発生源対策を推進する必要があります。
- ・海岸漂着物や漂流ごみ、海底ごみの回収・処理により、海岸の環境保全を推進する必要があります。

3-2-5 課題5 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保

- ・一般廃棄物については市町村が一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の発生量及び質に即して適正な処理を行うことができる体制を整備しています。産業廃棄物については処理責任を有する事業者において、自ら処理するか、許可を受けた処理業者等に委託し、適正に処理することが必要です。
- ・近年、人口減少や資源循環の進展により廃棄物の排出量が減少する中、地域における廃棄物処理の非効率化や施設の老朽化、廃棄物処理に関わる担い手の不足等が懸念されています。
- ・高齢化等に伴い、日々のごみ出しや分別が困難となる世帯の増加などの問題が現れており、社会状況の変化に応じた廃棄物処理体制の構築が求められています。
- ・災害発生時や感染症流行時などの非常時においても、廃棄物処理は県民生活や経済活動の安定確保に不可欠であり、事業の継続が求められます。
- ・資源循環の徹底を図り、埋め立てられる廃棄物を削減し、天然資源の利用を持続可能な範囲内に收めるための廃棄物処理体制を整備する必要があります。
- ・気候変動対策として、2050（令和32）年までに我が国の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするネット・ゼロ社会の実現に向けて、廃棄物処理分野においても脱炭素化を推進していくことが求められています。

3-2-6 課題6 不法投棄対策

- ・県内の産業廃棄物の大規模不法投棄（10t以上）は、2013（平成25）年度に4件、2014（平成26）、2015（平成27）、2018（平成30）、2020（令和2）年度に1件ずつ発生しています。一方、10t未満の産業廃棄物不法投棄件数は、2014（平成26）年度以降、年間30件台から60件台で推移しています。
- ・本県では、夜間・休日の監視パトロール、海上保安庁との連携やドローンを活用した海や空からの監視パトロールのほか、監視カメラ台数を増設して不法投棄を抑制する対策を行っており、一定の効果を挙げていますが、依然として撲滅には至っていない状況です。
- ・不法投棄・不適正処理へのさらなる対策を講じる必要があります。
- ・また、事案によっては、環境への影響が甚大で早急に対処しなければならず、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合があります。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要があります。

3-2-7 課題7 災害廃棄物への対応

- ・我が国では、毎年のように全国各地で地震災害や風水害など大規模な災害が発生しており、甚大な被害が発生しています。また、本県において近い将来に発生が想定されている東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震により大量の災害廃棄物の発生が想定されます。大量の災害廃棄物は、生活環境への影響が懸念されるとともに、早期復旧・復興の妨げとなるおそれがあり、生活環境圏からの迅速な撤去・処理が求められます。
- ・県及び市町村は災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ迅速に処理を実施するための体制構築を図っていますが、計画の隨時見直しを行い、さらなる実効性の向上が求められます。
- ・また、毎年、関係機関と連携した勉強会や訓練等を実施していますが、さらなる災害廃棄物処理対応力の向上が必要です。

3-3 取組の方向

3-3-1 取組の方向 1 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による徹底的な資源循環の推進

- 廃棄物の排出を抑制し、再使用、再生利用、熱回収の順に資源の循環的な利用を推進します。
- 製品の設計、原料調達、製造、流通、使用、廃棄、回収、再生利用等のライフサイクル全体での資源循環を一層推進するため、地域の製造業や小売業、農林水産業、廃棄物処理業などの事業者だけでなく、県民、各種団体、自治体等の連携を促進します。
- 資源循環の取組を通じて、地域の循環資源や再生可能資源²⁷に新たな付加価値を創出し、資源と経済の好循環による地域経済の活性化を図ります。地域のインフラを活用した SAF²⁸製造や紀州材の循環利用、下水汚泥の肥料化など、地域の資源ごとの状況に応じた再生利用を推進し、和歌山らしい循環経済への移行を図ります。
- 製品の適量購入、シェアリングサービスの利用、ごみの削減・減量化に資する取組や製品の再使用につながる取組を推進します。さらに、家庭や事業所における分別及び資源化の意識高揚を図り、地域における資源の回収を推進します。
- 各種リサイクル法の周知徹底により、製品に応じたリサイクルを推進するとともに、和歌山県リサイクル製品認定制度によって再生品の利用を促進します。
- 資源循環の取組を通じて、地域循環共生圏²⁹の形成と 2050 年ネット・ゼロ社会の実現を推進します。

具体的な取組

① 排出抑制の推進

- ・県は市町村及び事業者に対し、排出抑制の推進に資する取組等の情報提供や技術的助言に努めます。
- ・県及び市町村は、自らの施策に伴って発生する廃棄物を削減するよう努めます。
- ・市町村は、廃棄物の減量化を積極的に推進します。
- ・市町村は、排出抑制を進める手法の 1 つとして、ごみ処理の有料化について検討を行います。事業系一般廃棄物（ごみ）については、事業者が適正処理することを基本とし、市町村が処理する事業系一般廃棄物（ごみ）は有料化等により排出抑制を推進します。
- ・県民は、マイバッグ・マイボトル・マイ箸の持参や製品の適量購入、シェアリングサービス（カーシェアリング等）の利用、生ごみの水切り、修理サービスの利用などにより、ごみを削減するとともに、製品を購入するときは、過剰包装を断ること（リフューズ）に取り組みます。
- ・事業者は、自らの事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ削減するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めます。

② 再使用の推進

- ・県及び市町村は県民及び事業者に対し、再使用の推進に資する取組等の情報提供や技術的助言に努めます。
- ・県民は、フリマサイトやリユースショップなどのリユースシステムを積極的に活用することにより、製品の再使用に努めます。

²⁷ 再生可能資源：自然の循環で再生され、持続的に利用できる資源

²⁸ SAF：持続可能な航空燃料「Sustainable Aviation Fuel」の頭文字をとった言葉。天ぷら油等の使用済み廃食油や木材、生ごみなどのバイオマスを原料とする次世代の航空燃料で、従来の石油由来の燃料に比べて CO₂ 排出量が削減されるため、環境にやさしいエネルギーとして注目されている。

²⁹ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

③ 分別徹底の推進

- ・市町村は、リサイクル率向上のため、住民啓発をはじめ家庭や事業所における資源ごみの分別排出の徹底、地域での資源ごみの回収を推進します。
- ・県民は、市町村が実施する分別収集に積極的に協力します。
- ・事業者は、自らの事業活動に伴って発生する廃棄物の分別の徹底及び資源化に努めます。

④ 再生利用の推進

- ・県は、製品のライフサイクル全体での資源循環を推進するため、関係者間の連携を促進します。
- ・市町村は、地域に特徴的な循環資源や再生可能資源を各地域に応じた最適な規模で循環させる取組の検討に努めます。
- ・生産事業者は、製品の長寿命化を図るとともに、リサイクルや処理のしやすさに配慮した製品の開発に努めます。併せて、ワンウェイプラスチックの削減やバイオマスプラスチック等の再生可能資源への切替え、使用済み製品の回収、再生原材料や再生品の活用等により、環境負荷の低減に努めます。
- ・生産事業者や排出事業者、廃棄物処理業者は相互に連携して、中間処理後の廃棄物の再生利用や最終処分量削減に努めます。
- ・廃棄物処理業者は、再生利用や最終処分量削減につながる処理方法を提案するなど、排出事業者に対する技術的助言に努めます。
- ・県は、環境に配慮し、廃棄物の減量化やリサイクルの推進につながるリサイクル製品の認定及びその利用促進、資源循環を促進するための技術開発支援等により、環境ビジネスの育成に努めます。
- ・県、市町村、事業者及び県民は、和歌山県認定リサイクル製品の購入、使用を積極的に行うとともに、グリーン購入等により事務用品をはじめ、環境に配慮した物品を購入及び使用します。

- ・県、市町村、生産事業者や排出事業者、廃棄物処理業者は、資源ごとの状況に応じた再生利用を以下のとおり推進します。

□廃食油・・・バイオディーゼル燃料や持続可能な航空燃料（SAF）への利用を推進します。

県では、循環経済の考えをいち早く取り入れ、地域の特性を踏まえた産業創出や広域的な資源循環ネットワークの構築を目指すため、令和5年10月に「わかやま資源自律経済ビジョン」を策定しました。本ビジョンの実現に向けた取組の第一弾として、捨てられてしまっていた家庭用廃食油を回収し、SAF等の原料へと資源化・利活用する仕組みの構築を目指すべく、2024（令和6）年7月より家庭用使用済み天ぷら油回収実証事業を実施してきたところです。今後も引き続き、廃食油資源の再生利用を推進します。

□下水汚泥・・・安全性に関する知見や国の動向を注視しながら、肥料等への利用を推進します。

我が国においては、主な化学肥料の原料である尿素、りん酸アンモニウム、塩化カリウムは、ほぼ輸入に依存しており、世界的に資源が偏在しているため、輸入相手も偏在しています。また、近年、国際的に価格が高騰しています。

こうした状況の中、下水汚泥はリンや窒素等の資源を含有しており、下水汚泥資源の肥料利用は、農林水産業の持続性に貢献するものとして期待されています。食品安全保障強化政策大綱を踏まえ、関係部局（環境生活部、農林水産部及び県土整備部）が連携し、コンポスト化等、下水汚泥資源の再生利用を推進します。

□食品系バイオマス・・・生ごみや食品廃棄物等の肥料やエネルギー等への利用を推進します。

食品系バイオマスを用いた肥料化により、化学肥料の使用や国外からの原料の輸入を抑えて、国内において炭素や窒素を循環利用することができます。

また、バイオマスの燃焼によって発生する二酸化炭素は、バイオマスの成長過程で大気中から取り込まれた二酸化炭素であることから、大気中の二酸化炭素量を増加させない、ネット・ゼロの実現に資する特性を持ちます。バイオマスのエネルギー利用は気候変動対策に貢献することから、食品系バイオマス資源の再生利用を推進します。

□木材・・・炭素の貯蔵や化石資源の代替となり脱炭素社会の実現に資することから、建築資材等としての利用を推進します。また、間伐材の木質チップ燃料化や剪定枝の肥料化等を推進します。

豊かな森林は、水害や土砂災害を防ぎ、豊かな生態系を守り、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐなど様々な役割を果たしています。現在、戦後育ててきた人工林を木材として利用し、新たな森林を育てる森林資源の循環利用が求められています。健全な森林を育てるためには、適切に伐採し、間伐を行う必要があります。また、森林には二酸化炭素を吸収し炭素を固定化する機能があり、炭素を固定する効果は、伐採した木材やその木材を加工した後も燃やさない限り維持されるため、木製品や木造建築物は炭素を貯蔵することができます。木製品や木造建築物を増やしていくことで2050年ネット・ゼロ社会の実現につながることから、森林資源の再生利用を推進します。

□プラスチック・・・マテリアルリサイクル³⁰やケミカルリサイクル³¹を推進します。

諸外国におけるプラスチック廃棄物の輸入規制等を背景とした国内での処理需要の増加や海洋プラスチックごみ問題により、プラスチック資源循環体制の更なる強化が求められています。2020（令和2）年7月に制度化したレジ袋有料化や、2022（令和4）年4月に施行したプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により各主体の取組が進展していますが、今後更なる取組が必要です。引き続き、マイバッグやマイボトルの持参の徹底や使い捨ての容器包装の削減の促進等により排出抑制を推進するとともに、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルといった再生利用を推進します。

³⁰ マテリアルリサイクル：廃棄物を物理的に処理（破碎等）して新しい製品の原料として利用するリサイクル方法

³¹ ケミカルリサイクル：廃棄物を化学的に処理（化学分解等）して新しい製品の原料として利用するリサイクル方法

⑤ 各種リサイクル法に基づく取組の推進

- ・県及び市町村は、県民や事業者に対して各種リサイクル法に関する普及啓発を積極的に進めます。
- ・事業者は、各種リサイクル法の趣旨に基づき、自らの事業活動により発生する廃棄物のリサイクルを積極的に進めるとともに、法律で定められていない廃棄物についても資源有効利用の観点から積極的に取り組みます。

【資源の有効な利用の促進に関する法律の推進】

2001（平成13）年4月に施行され、事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品、取組の具体的内容を政省令で定めています。

- ・対象となる事業者は、法令に基づき適切に3Rの取組を実行します。
- ・県民は、法律の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。

【容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の推進】

2000（平成12）年4月に完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進しています。2020（令和2）年7月からは、レジ袋の有料化が施行されました。

- ・県は、市町村が行う分別収集の円滑な実施を促進するため、市町村に対して技術的な助言を行うとともに、国や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との調整に努めます。
- ・市町村（分別収集の実施主体）は、排出抑制を基本とし、分別収集の円滑な実施に必要な体制を整備するとともに、住民に対し啓発を行い、収集に対する十分な理解を得ます。
- ・県民は、生活を通じ不要なものを購入せず、マイボトルやマイバッグを持参し、不要なレジ袋を断る等、ごみの発生抑制に努めます。また、市町村が実施する分別収集に協力するとともに、販売店等が行っているトレイ、牛乳パックなどの回収等に協力します。
- ・事業者は、過剰包装の防止に努め、容器包装廃棄物の減量化に取り組みます。

【特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の推進】

2001（平成13）年4月に施行され、特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン及びテレビ）を家電小売店が消費者から引き取り、それをメーカーがリサイクルします。

- ・県は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な措置を講ずることに努めます。
- ・市町村は、小売店や一般廃棄物収集運搬業者と連携し、小売店に引取義務のない特定家庭用機器廃棄物について、不法投棄されることのないように収集・再商品化の体制整備を行います。
- ・県民は、家電リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の推進】

2013（平成25）年4月に施行され、再資源化事業者が、主務大臣の認定を受けた再資源化事業計画に従い、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を行います。

- ・県は、市町村が使用済小型電子機器等の回収体制を構築するために、自治体間の連携や取り組みやすい方法の助言等の支援策を実施していきます。
- ・市町村は、使用済小型電子機器等の回収体制を構築するとともに、当該小型電子機器小売店等との協力促進を図り、回収及びリサイクルの推進に努めます。
- ・県民は、使用済小型電子機器等を排出するときには、分別して排出し、市町村等の再資源化を適正に行える者に引き渡すよう努めます。

【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の推進】

2002（平成14）年5月に施行され、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建設物等の解体や新築工事等について、分別解体及び再資源化を行うことを義務付け、再生利用を推進します。

- ・施主及び受注者は、法の趣旨を十分理解し、建設副産物の減量化、リサイクルの実施に努めます。
- ・県及び和歌山市は、建設リサイクル法に基づくパトロールを適時実施し、分別解体の徹底、適正処理の推進を図ります。
- ・県及び市町村は、公共工事実施の際には積極的にリサイクル品を取り入れるよう努めます。

【使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の推進】

2005（平成17）年1月に本格施行され、使用済み自動車のフロン類、エアバッグ、シュレッダーストの引取り、リサイクルを自動車製造業者、輸入業者に義務付けています。

- ・関連事業者及び一般ユーザーは、自動車リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。
- ・県及び和歌山市は、関連事業者に対し、適宜立入検査等を実施し、適正処理の推進を図ります。

【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の推進】

2001（平成13）年5月に施行され、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を推進しています。

- ・県は、国と連携して食品リサイクル法の普及啓発に努めるとともに、食品廃棄物等の減量化・リサイクルが促進されるよう産業界、学識経験者と連携して排出抑制技術の開発及び技術情報提供に努めます。
- ・市町村は、事業系一般廃棄物（ごみ）として排出される生ごみ等の食品廃棄物等の堆肥化等有効利用を推進するための施策を検討します。
- ・県民及び事業者は、食品廃棄物等の排出抑制に努めるとともに、排出時における分別、有効利用に取り組みます。

【食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）の推進】

2019（令和元）年10月に施行され、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動としての食品ロスの削減を推進しています。

- ・県及び市町村は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域の特性に応じた食品ロスの削減に関する施策を策定し、実施します。
- ・市町村は、国の基本方針及び県食品ロス削減推進計画を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めます。
- ・事業者は、県及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。
- ・県民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入または調理の方法を工夫することにより食品ロスの削減に努めます。
- ・県及び市町村、県民、事業者は、食品ロス削減推進法の規定に基づき策定された、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を指針とし、各主体がそれぞれの立場で、食品ロスの問題を「他人事」ではなく、「自分事」として捉え、行動に移すよう努めます。

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）の推進】

2022（令和4）年4月に施行され、プラスチック製品の設計から廃棄物として処理されるまでのあらゆる過程におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進しています。

- ・県は、市町村が行うプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の円滑な実施を促進するため、市町村に対し技術的な助言を行います。
- ・市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に努めます。
- ・県民及び事業者は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制します。
- ・事業者は、プラスチック使用製品設計指針に基づくプラスチック製品の設計、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化などに努めます。
- ・特定プラスチック使用製品³²を提供する事業者は、有償で提供する、必要性について消費者の意思を確認する等、提供方法の工夫によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めます。また、提供するプラスチック使用製品については薄肉化、軽量化等、設計の工夫を行いプラスチックの使用量を抑制するよう努めます。
- ・県民は、居住する市町村の分別基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出します。
- ・県、市町村、県民及び事業者は、プラスチック使用製品設計指針に適合した製品を使用するよう努めます。

【資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）の推進】

2025（令和7）年11月に施行され、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一括して認定を行う制度等が創設されました。

- ・県及び市町村は、脱炭素社会の実現に向けて、事業者に対し、再資源化事業の高度化に必要な啓発や技術的助言、情報提供に努めます。
- ・処理業者は、資源循環だけでなく、ネット・ゼロやネイチャーポジティブにも資するより高度な処理技術の導入や再資源化工程の合理化・効率化により、同法に基づく認定の取得に努めます。
- ・処理業者は、生産事業者や排出事業者など関係事業者と連携して、中間処理後の廃棄物の再利用や最終処分量削減に努めます。

⑥ 循環経済への移行に向けた県民及び事業者の意識の醸成

- ・県及び市町村は、循環経済への移行に向けた県民及び事業者の意識の醸成を図るため、本県の廃棄物処理の現状や循環経済への移行に関する理解を深めるための普及啓発を行います。

³² 特定プラスチック使用製品：商品の販売やサービスの提供に伴って消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、提供量が多く、使用の合理化の取組によって排出抑制が見込まれる観点、過剰使用の削減を促す観点、代替資源への転換を促す観点から指定された12品目。具体的にはプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー

3-3-2 取組の方向2 食品ロスの削減

- 食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であることから、国の基本方針を踏まえ、消費者、事業者、市町村及び県が連携し、県民運動として食品ロスの削減を推進します。
- 県民や事業者が、食品ロスの削減についての理解を深めることができるよう、てまえどり、3010(さんまるいちまる)運動³³などの具体的な取組や先進的な事例に関する情報を提供するなど、啓発及び知識の普及を継続して行います。
- 本県における食品ロスの発生量や発生要因等の把握に努め、地域の特性や現状を踏まえた取組を積極的に実施します。
- 県民や事業者のフードバンク・フードドライブ活動への理解を深め、それらの活動を行う県民及び事業者の取組に対する支援を行います。

具体的な取組

① 県民運動としての食品ロスの削減

- ・県は、市町村、消費者、事業者等と連携を図りながら食品ロスの削減を推進します。
- ・県は、事業者の食品ロス削減への取組を促進するとともに、取組内容を県民へ広く周知するため、食品ロスの削減に取り組む事業者を「食品ロス削減協力事業者」として登録し、県のホームページで取組を紹介します。
- ・県は、日常生活において食品ロスを削減する具体的な行動の実践を促すため、出前講座やラジオ、SNS等により啓発を行います。また、講演会等の開催を通じて日常的に調理をする機会が多い世代への働きかけを行うなど、食材を大切にする気持ちを育み、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるを考えて行動に移せるよう支援します。
- ・県は、調理時における食品ロス発生抑制への意識の向上を図るため、食材の皮を活用するなどの工夫をした食品ロス削減レシピを用いた料理教室を開催します。
- ・市町村は、国の基本方針及び県食品ロス削減推進計画を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定め、地域の特性に応じた施策を実施するよう努めます。
- ・県民は、食品ロスの削減への理解を深めるとともに自身が排出している食品ロスについて把握し、削減するために自らができるを考え、行動に移すよう努めます。
- ・県民は、食品ロスの削減に関する県や市町村の施策に協力するとともに、食品ロスの削減に取り組む事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組の支援に努めます。
- ・事業者は、国または県及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力し、事業に伴い発生する食品ロスを削減するよう努めます。

② 食品ロスの発生量や発生要因等の実態把握

- ・県は、県民及び事業者が食品ロスを自分の問題として捉えられるよう、県民等の意識や取組の実態把握に努めます。
- ・県は、食品ロスの発生量等の実態をより正確に把握するため、国や他自治体の動向を参考にし、県内市町村における食品ロス発生量等の実態把握を推進するよう努めます。
- ・市町村は、地域における食品ロス発生量の推計を行い、地域毎の食品ロスの発生状況を把握し、発生状況に応じた施策を実施するよう努めます。
- ・事業者は、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握して見直しを図ること等により、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。

³³ 3010（さんまるいちまる）運動：宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べることを推進する運動

③ 未利用食品の活用

- ・県は、未利用食品の活用に関する理解を深めるため、食品ロス削減月間等においてフードドライブを実施し、フードドライブが全県的な活動となるよう推進します。
- ・県は、県内におけるフードバンク活動やフードドライブについて、ホームページや SNS 等を活用して情報提供を行うとともに、フードドライブ用物品の貸出等を行い、県民や事業者を支援します。

3-3-3 取組の方向3 海洋ごみ・プラスチック対策

- 県民運動としてプラスチックごみ削減活動に取り組み、徹底した排出抑制を目指します。
- マイバッグやマイボトルなど繰り返し使える製品の利用促進等により、ワンウェイプラスチックの使用を削減し、プラスチックの排出抑制を図ります。
- 使用済みのプラスチックは、和歌山県リサイクル製品認定制度などにより再生利用を推進します。
- 化石資源由来のプラスチックからバイオマスプラスチックやその他の再生可能な代替資源（紙、木等）への切替えを促進します。また、海洋ごみ問題を踏まえ、生分解性プラスチック³⁴への切替えを促進します。
- ごみの散乱防止条例に基づく取締りや清掃活動等を支援するわかやまごみゼロ活動応援制度、クリーンアップ運動などにより、ごみの散乱防止及びまちの美化を推進し、海洋ごみの発生抑制を図ります。
- 海岸管理者やボランティアによる海岸漂着物の回収、漁業者等と連携した漂流ごみや海底ごみの回収により、海岸の良好な環境の保全を図ります。

具体的な取組

- ① 県民運動としてのプラスチックごみ削減運動
 - ・県は、ワンウェイプラスチックの使用削減など、県庁プラスチック削減方針を策定し、県自らがプラスチックの排出削減に率先して取り組み、県民及び事業者の取組を促します。
 - ・県は、プラスチックごみ削減に取り組む事業者を「プラスチックごみ削減協力事業者」として登録し、県のホームページで取組を紹介します。
 - ・県は、地域の清掃活動を認知した際は、活動団体に対してわかやまごみゼロ活動応援制度による認定を取得するよう促し、認定団体を増やします。
 - ・県は、わかやまごみゼロ活動の各認定団体が意見交換できる場を提供し、ごみゼロ活動をさらに盛り上げます。
- ② ワンウェイプラスチックの削減をはじめとしたプラスチックの排出抑制及び再使用の推進
 - ・県及び市町村は、マイバッグやマイボトル等の使用を促進し、必要以上のワンウェイプラスチックの使用を抑制し、排出削減を推進します。また、県は、本庁舎及び各振興局に給水スポットを設置し、マイボトルの利用促進を図ります。
 - ・県及び市町村は、イベント等におけるリユース食器の使用を推進し、使い捨て容器の使用、廃棄を抑制します。
 - ・県民は、マイバッグやマイボトル等の持参、リユース品や再生品の積極的な使用に努めます。
- ③ プラスチックの再生利用の推進
 - ・県は、和歌山県リサイクル製品認定制度等により、使用済みのプラスチックの再生利用を推進します。
 - ・市町村及び事業者は、さらなるプラスチックの再生利用を推進します。
 - ・県民及び事業者は、使用済みのプラスチックが適正に再生利用されるよう、分別排出に努めます。

³⁴ 生分解性プラスチック：プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック

④ バイオプラスチック³⁵やプラスチック代替資源への切替えの促進

- ・生産事業者は、製品に使用している化石資源由来のプラスチックをバイオマスプラスチックやその他の再生可能な代替資源（紙、木等）に切り替えることに努めます。また、再生プラスチックの使用拡大や生分解性プラスチックへの切替えに努めます。
- ・県及び市町村は、バイオプラスチックやプラスチック代替資源が使用された製品を積極的に購入、使用することで、切替えを促進します。

⑤ ごみの散乱防止及びまちの美化の推進

- ・県は、ごみの散乱防止条例に基づく取締りや、ごみの散乱防止について教育・啓発に取り組みます。
- ・県は、NPO 等の民間団体が行うわかやまごみゼロ活動の認定、「海ごみゼロウィーク」の全国一斉清掃活動やspo GOMI 大会等のクリーンアップ運動等により、海洋ごみの発生抑制を推進します。
- ・県は、条例の制定など市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に対して必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。
- ・県民及び事業者は、国、県又は市町村が行う清掃活動に積極的に参加、協力し、海岸漂着物の発生抑制を図ります。

⑥ 海岸漂着物等の回収

- ・県及び市町村は、和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画及びごみの散乱防止条例に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発に取り組みます。
- ・県、市町村、事業者及び県民は、海岸漂着物の発生抑制や回収、処理に取り組みます。
- ・市町村は、漁業者等と連携し、漂流ごみや海底ごみの回収に積極的に取り組みます。

³⁵ バイオプラスチック：バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

3-3-4 取組の方向4 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保

- 一般廃棄物については、中長期的な視点で安定的で効率的なごみ処理体制の構築を目指し、市町村と連携しながら、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進します。
- 福祉部局等関係部局と連携したごみ出し支援制度の導入や、非常時の事業継続計画の策定等により、適正なごみ処理体制の整備を推進します。
- 資源循環の徹底を図り、埋め立てられる廃棄物を削減し、天然資源の利用を持続可能な範囲内に收めるための廃棄物処理体制の整備を推進します。
- 近年増加するリチウム蓄電池による火災事故や将来見込まれる太陽光発電設備の大量廃棄等の社会課題に対応するため、適正な廃棄物処理体制の整備を推進します。
- 2050年ネット・ゼロ社会の実現に向けて、廃棄物処理分野における脱炭素化を推進します。
- 産業廃棄物処理業者への立入検査や電子マニフェスト³⁶の普及促進等により、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、資源循環に積極的に取り組む優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。

具体的な取組

① 一般廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

- ・県は、市町村が行う施設整備や廃棄物の排出抑制を基本にした最終処分量の減量化について技術的助言を行います。
- ・市町村は、他の市町村と連携し、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、処理施設の集約化及びごみ処理の広域化に努め、県は、広域化計画を策定し、広域処理に係る市町村間の総合調整に努めます。
- ・市町村は、廃棄物の排出抑制を進め、一般廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、広域化計画を進めるために地域住民への周知及び理解を得るように努めます。

② 関係部局と連携した高齢化社会、感染症等の社会変化への対応

- ・市町村は、高齢化等の社会状況の変化に伴い、ごみ出しや分別が困難となる世帯に配慮し、福祉部局等関係部局と連携して、ごみ出し支援制度の導入等、適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- ・市町村及び廃棄物処理業者は、感染症流行時等の非常時においても、廃棄物処理事業を継続する必要があることから、事業継続計画を策定し、安定的な処理体制の整備に努めます。
- ・リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設の火災事故など社会状況の変化に伴う新たな問題が発生していることから、県は市町村に対し適正処理に必要な情報提供や技術的助言を行い、市町村は県民に対し分別収集の徹底に関する周知啓発を行います。

③ 廃棄物処理分野における資源循環と脱炭素化の推進

- ・県は市町村及び廃棄物処理業者に対し、資源循環や脱炭素化の推進に資する情報提供や技術的助言に努めます。
- ・市町村及び廃棄物処理業者は、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化及び分散型の資源回収拠点の整備等による資源循環を推進するための廃棄物処理施設の整備に努めます。
- ・市町村及び廃棄物処理業者は、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減や廃棄物のエネルギー活用、廃棄物処理の効率化等による脱炭素化を推進するための廃棄物処理施設の整備に努めます。
- ・市町村及び廃棄物処理業者は、EV 廃棄物収集車や太陽光発電設備の導入等による温室効果ガスの排出削減対策を検討します。

³⁶ 電子マニフェスト：紙製の産業廃棄物管理票（マニフェスト）に代えて、インターネット上で管理・報告する仕組み。排出事業者、廃棄物処理業者における事務の効率化や情報管理の合理化が期待できるほか、偽造がしにくいため、適正処理の確保につながる。

④ し尿処理対策の推進

- ・県及び市町村は、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、公共下水道、コミュニティ・プラント等を地域の実状に応じて選択し、し尿と併せて生活雑排水も処理できる施設の整備を進めます。
- ・市町村は、し尿処理施設の故障等により処理できなくなったし尿等を市町村間で連携して広域的に処理できる体制の構築に努めます。

⑤ 適正な産業廃棄物処理体制の整備

- ・県及び和歌山市は、事業者及び処理業者に対し適正処理推進のための啓発を行うとともに、立入調査を実施することにより廃棄物の処理及び保管の状況を把握し、不適正な処理が認められる場合は、廃棄物処理法に基づき必要な措置を講じます。
- ・県及び和歌山市は、事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物処理法の基準に照らし厳正に審査します。
- ・県及び和歌山市は、「産業廃棄物処理業者優良認定制度」の推進等により、優良な処理業者の育成を図ります。
- ・県及び和歌山市は、産業廃棄物処理の透明化と情報管理の合理化により、不適正処理防止に寄与する「電子マニフェスト」の普及に努めます。
- ・事業者は、自らの責任において、資源化、減量化、無害化等、適正処分できる廃棄物処理施設の確保に努めます。
- ・事業者及び処理業者は、廃棄物の処理及び保管に係る規制や基準を遵守するとともに、処理施設の適正な維持管理を行います。
- ・処理業者は、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努めるとともに、適正処理の確保と資源循環の推進のための人材育成に努めます。

⑥ 大阪湾フェニックス事業の推進

- ・県及び関係市町は、大阪湾フェニックス事業を本県の最終処分機能の中核として位置づけ、今後もその推進に積極的に協力していきます。
- ・関係市町は、廃棄物の排出抑制を積極的に実施し、排出された廃棄物については中間処理により適正に処理して受入れ基準を遵守するとともに、最終処分量の減量化に努めます。
- ・事業者は、大阪湾フェニックス事業を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努めます。
- ・県及び関係市町は、第3期大阪湾フェニックス事業の実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

⑦ 紀南広域廃棄物最終処分場事業の支援

- ・県は、広域的かつ安定的な最終処分機能の確保のため、紀南地域における最終処分場運営事業の支援を継続します。
- ・構成市町は、排出抑制を積極的に行い、さらに排出された廃棄物は適切な中間処理を行い、最終処分量の減量化に努めます。
- ・事業者は、紀南環境広域施設組合が運営する最終処分場を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努めます。

⑧ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- ・PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」や国の「PCB廃棄物処理基本計画」、「和歌山県PCB廃棄物処理計画」に基づき、その確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進します。

3-3-5 取組の方向5 不法投棄・不適正処理の撲滅

- 教育・啓発により、廃棄物の不適正処理の防止に対する県民の意識の向上を図ります。
- 不法投棄や不適正処理は絶対に許さないという姿勢のもと、県民、事業者、警察、市町村、国及び県が連携し、監視体制を強化することにより、不法投棄・不適正処理の撲滅を図ります。
- 環境上の影響が甚大で早急に対処しなければならない事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応します。

具体的な取組

- ① ごみの散乱防止条例に基づく教育・啓発
 - ・県は、ごみの散乱防止条例に基づき、ごみの散乱防止について教育・啓発に取り組みます。
- ② 土地の所有者等の責任の徹底
 - ・土地の所有者等は、その所有地、管理地等の適正な管理に努めるとともに、不適正処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに県又は市町村に通報するように努めます。
 - ・県及び市町村は、土地の所有者等による適正な土地管理の責務についての啓発に努めます。
- ③ 県民、事業者、警察、市町村、国及び県の連携による監視体制の強化
 - ・県は、ごみの散乱防止条例に基づく環境監視員を配置し、監視・取締りを行います。
 - ・県は、近隣府県と合同で廃棄物収集運搬車の路上検査を積極的に実施します。
 - ・県は、事業者、警察、市町村等と連携し、不適正処理防止施策体系に基づき、監視・指導を行います。
- ④ 生活環境保全上の支障の除去
 - ・県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、環境への影響を最小限にし、県民の生命及び財産を守るため、連携して迅速にあらゆる手段を講じるよう努めます。
 - ・県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、必要に応じて行為者等に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、廃棄物の撤去等支障の除去を命じます。

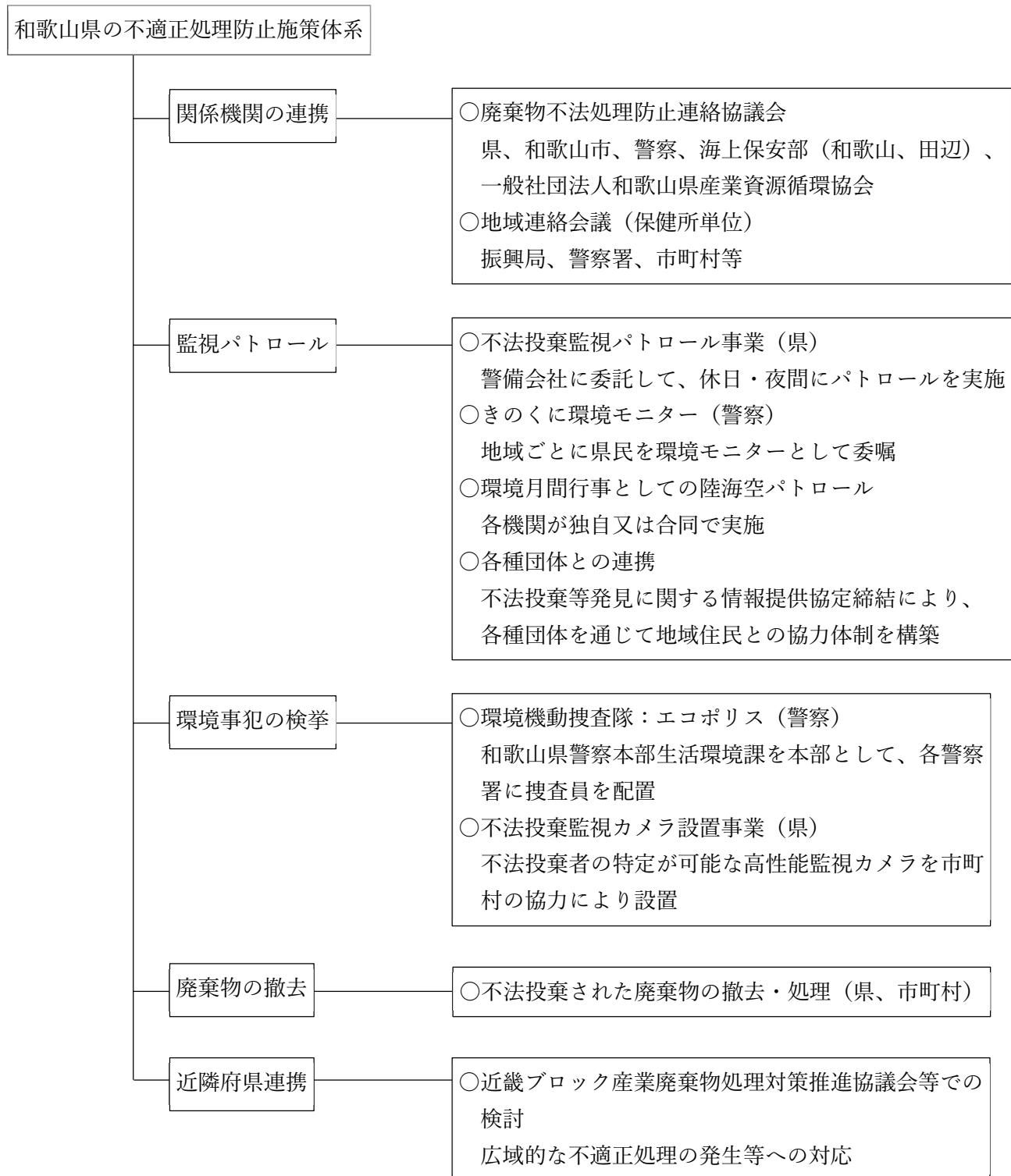


図 3-3-1 和歌山県の不適正処理防止施策体系

3-3-6 取組の方向6 災害廃棄物対策の推進

- 災害廃棄物処理計画の隨時見直しを行い、適正かつ迅速に処理を実施するための体制強化を図ります。
- 関係機関と連携した実践的な訓練等を実施することにより、災害廃棄物処理対応力の向上を図ります。
- 県民及び事業者に対し、平常時から不要なものを処分しておくことや災害時のごみの出し方等を啓発することにより、災害時の速やかな廃棄物処理に備えます。
- 大規模災害時の災害廃棄物処理は、必要に応じて県が市町村に代わって主導的な役割を担います。

具体的な取組

- ① 災害廃棄物処理計画の隨時見直し
 - ・県及び市町村は、災害廃棄物処理計画の隨時見直しを行い、適正かつ迅速に処理を実施するための体制強化を図ります。
 - ・県は、市町村が災害廃棄物処理計画を改定する際、改定に資する情報の提供を行います。
 - ・市町村は、市町村災害廃棄物処理計画に従い、非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するため、仮置場、収集運搬及び処分の体制について情報を更新し、常に対応できるよう体制を整備します。
 - ・大規模災害時の災害廃棄物処理は、必要に応じて県が市町村に代わって主導的な役割を担います。
- ② 関係団体等と連携した廃棄物処理対応力の向上
 - ・県は、関係団体や市町村と連携した勉強会や図上演習、実践的な訓練等を実施し、災害廃棄物処理対応力の向上を図ります。
 - ・県は、地域やボランティア団体とも連携した訓練の実施等により、災害廃棄物処理体制の確立を目指します。
 - ・県及び市町村は、県民及び事業者に対し、平常時から不要なものを処分しておくことや災害時のごみの出し方を啓発することにより、災害時の速やかな廃棄物処理に備えます。

3-4 計画の数値目標

3-4-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標

一般廃棄物（ごみ）の数値目標は、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（2025（令和7）年2月18日改正）」（以下、「国の方針」という。）に掲げる数値目標の改定内容を踏まえ、本県の実情を勘案して、次のとおり設定します。

表3-4-1 一般廃棄物（ごみ）に係る数値目標

項目	単位	基準	実績値	第5次県計画目標値※	目標値
		2022（R4）年度	2023（R5）年度		
排出量	千t	310	298	302	263
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	581	558	504	539
出口側の循環利用率	%	12.4	11.9	20	16
最終処分量	千t	39	38	34	34
1人1日当たりのごみ焼却量	g/人・日	752	732	—	642

（参考）数値目標の設定方法

○一般廃棄物（ごみ）排出量

国の方針では、1人当たりに換算すると、2022（令和4）年度に対する2030（令和12）年度の排出量を4.8%削減することを見込んでおり、この削減率と将来予測人口から本県の排出量の目標値263千tを算出

○1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

2030（令和12）年度の1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）排出量の目標値（872g／人・日（*1））から事業系ごみ（*2）の量を差し引いて、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値（539g／人・日）を算出（*3）

○出口側の循環利用率

国の方針では、2030（令和12）年度において2022（令和4）年度実績から1.3倍の増加を見込んでおり、これに準じて2022（令和4）年度実績の12.4%から1.3倍の増加として目標値16%を算出

○最終処分量

国の方針では、1人当たりに換算すると、令和4年度に対する令和12年度の最終処分量を1.4%削減することを見込んでおり、この削減率と将来予測人口から本県の最終処分量の目標値34千tを算出

○1人1日当たりの焼却量

国の方針（2025（令和7）年2月18日改正）において、1人1日当たりのごみ焼却量の数値目標が追加されました。本県においても、国の方針の削減率（2022（令和4）年度に対し14.6%削減）に準じて目標値642gを算出

（*1）一般廃棄物（ごみ）排出量の目標値263千t（263,248t）から将来推計人口827,214人及び365日／年を除して算出した。

（*2）産業廃棄物の目標値の欄に記載したとおり、産業廃棄物の排出量は現状と目標値がほとんど変わらないことから、令和12年度の事業系ごみ排出量を現状と同値の82千tとし、将来予測人口から1人1日当たりの生活系ごみ排出量を算出した。

（*3）生活系ごみに含まれる家庭系ごみ・集団回収・資源ごみの割合は、現状と同じとした。改定後の国の方針における削減率（2022（令和4）年度比3.6%削減）に準じて算出した目標値560gは、2023（令和5）年度に達成済みのため、この方法で算出

※2030（R12）年度を見据えた、より現実的な目標値へと見直した結果、第5次計画目標値より低い設定としている項目があります。

表3-4-2 国の基本方針に掲げる数値目標

	基準 (2022(令和4)年度)	目標年次	数値目標	備考
排出量	40百万t	2030 (令和12) 年度	約37百万t	2022(令和4)年度比 約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	496g/人・日		約478g/人・日	改定により見直し (改定前:約440g/人/日)
出口側の循環利用率	19.6%		約26%	改定により見直し (改定前:約28%)
最終処分量	3.4百万t		約3.2百万t	2022(令和4)年度比 約5%削減
1人1日当たりのごみ焼却量	679g/人・日		約580g/人・日	改定により追加

注1) 出口側の循環利用率は、製品が廃棄物となった時点（出口側）での廃棄物の発生量に対する循環利用量の割合を表すもので、次の式で算出される。

$$\text{出口側の循環利用率} = [\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}] / [\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}]$$

2) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量=生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位

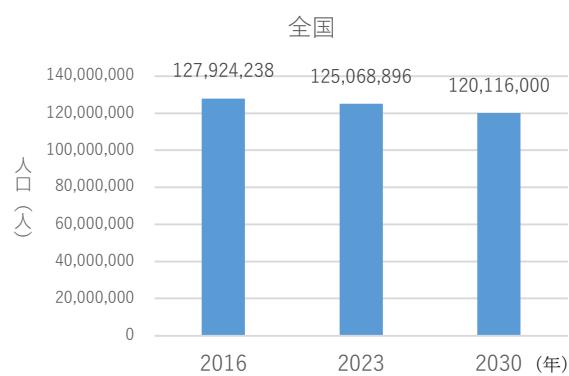


図3-4-1 全国の将来推計人口

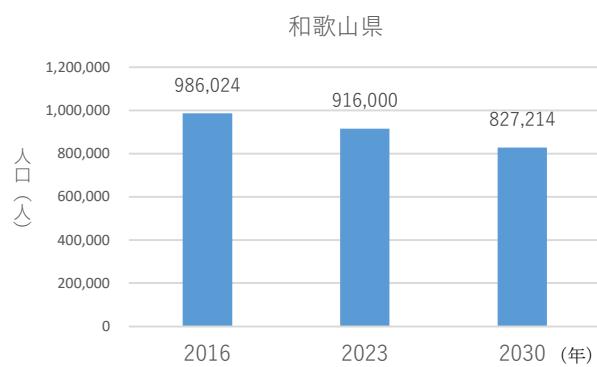


図3-4-2 和歌山県の将来推計人口

※2016(平成28)、2023(令和5)年は実績値

※2030(令和12)年の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所資料より引用

3-4-2 産業廃棄物の数値目標

産業廃棄物の数値目標は、国の大本方針に掲げる数値目標を参考に、本県の実情を勘案して、次のとおり設定します。

表3-4-3 産業廃棄物に係る数値目標

項目	単位	基準		実績値		第5次県計画目標値※		目標値	
		2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2030 (R12) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2030 (R12) 年度
排出量	千t	2,803		2,320		2,742		2,296	
出口側の循環利用率	%	61.9		66.3		61		67	
最終処分量	千t	146		159		100		124	

表3-4-4 産業廃棄物の種類別目標値

	基準値 (2022 (令和4) 年度)				実績値 (2023 (令和5) 年度)				目標値 (2030 (令和12) 年度)			
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	2,803	1,797	859	146	2,320	1,597	564	159	2,296	1,606	566	124
	(100%)	(64%)	(31%)	(5%)	(100%)	(69%)	(24%)	(7%)	(100%)	(70%)	(25%)	(5%)
燃え殻	2	1	0	0	2	1	0	0	2	1	0	0
	(100%)	(82%)	(0%)	(18%)	(100%)	(80%)	(0%)	(20%)	(100%)	(84%)	(0%)	(16%)
汚泥	593	117	464	12	607	108	484	15	601	108	483	11
	(100%)	(20%)	(78%)	(2%)	(100%)	(18%)	(80%)	(3%)	(100%)	(18%)	(80%)	(2%)
廃油	30	18	12	0	37	22	15	1	37	22	15	0
	(100%)	(60%)	(40%)	(0%)	(100%)	(58%)	(41%)	(1%)	(100%)	(59%)	(41%)	(0%)
廃酸	48	5	43	0	31	2	30	0	31	2	30	0
	(100%)	(10%)	(89%)	(0%)	(100%)	(5%)	(95%)	(0%)	(100%)	(5%)	(95%)	(0%)
廃アルカリ	22	5	18	0	15	2	13	0	15	2	13	0
	(100%)	(20%)	(79%)	(1%)	(100%)	(11%)	(89%)	(0%)	(100%)	(11%)	(89%)	(0%)
廃プラスチック類	29	19	5	6	30	22	6	3	30	22	6	3
	(100%)	(64%)	(17%)	(20%)	(100%)	(72%)	(19%)	(10%)	(100%)	(72%)	(19%)	(9%)
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(100%)	(44%)	(29%)	(27%)	(100%)	(41%)	(16%)	(43%)	(100%)	(44%)	(17%)	(39%)
木くず	70	68	0	2	46	43	1	2	45	43	1	1
	(100%)	(97%)	(1%)	(3%)	(100%)	(94%)	(2%)	(4%)	(100%)	(95%)	(2%)	(3%)
繊維くず	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0
	(100%)	(84%)	(7%)	(9%)	(100%)	(96%)	(4%)	(1%)	(100%)	(96%)	(4%)	(0%)
動植物性	27	20	5	1	18	17	1	0	18	16	1	0
残さ	(100%)	(77%)	(19%)	(4%)	(100%)	(93%)	(5%)	(2%)	(100%)	(93%)	(5%)	(1%)
ゴムくず	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
	—	—	—	—	—	—	—	—	(100%)	(80%)	(9%)	(12%)
金属くず	4	4	0	0	5	5	0	0	5	5	0	0
	(100%)	(92%)	(0%)	(8%)	(100%)	(96%)	(0%)	(4%)	(100%)	(96%)	(0%)	(4%)
ガラス	63	55	0	8	44	40	0	4	43	40	0	4
	(100%)	(88%)	(0%)	(12%)	(100%)	(91%)	(0%)	(9%)	(100%)	(91%)	(0%)	(8%)
陶磁器くず	768	703	0	66	775	706	0	70	768	709	0	59
	(100%)	(91%)	(0%)	(9%)	(100%)	(91%)	(0%)	(9%)	(100%)	(92%)	(0%)	(8%)
鉱さい	670	660	2	8	551	535	3	13	546	535	3	7
	(100%)	(99%)	(0%)	(1%)	(100%)	(97%)	(1%)	(2%)	(100%)	(98%)	(1%)	(1%)
がれき類	340	33	300	7	34	22	0	12	34	27	0	7
	(100%)	(10%)	(88%)	(2%)	(100%)	(64%)	(0%)	(36%)	(100%)	(81%)	(0%)	(19%)
動物のふん尿	64	64	0	0	63	63	0	0	60	60	0	0
	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)	(100%)	(100%)	(0%)	(0%)
その他	72	26	10	35	62	12	12	38	62	15	15	32
	(100%)	(36%)	(14%)	(50%)	(100%)	(19%)	(19%)	(62%)	(100%)	(24%)	(24%)	(52%)

注) () の数値は、排出量を100%とした再生利用率、減量化率、最終処分率を表す。四捨五入のため、内訳が合計と一致しない場合がある。実績のないものは「-」と、四捨五入で「0」となるものは「0」と表記。特別管理産業廃棄物は含まれない。

(参考) 数値目標の設定方法

○排出量

国の基本方針では、2022（令和4）年度実績から2030（令和12）年度までに、経済トレンドに基づく1.9%増加に対して、0.9%削減を見込んでいます。本県においても、過去5年間の経済指標のトレンドを基に産業廃棄物の種類別の排出量から予測した総排出量2,317千tから0.9%削減した目標値2,296千tを算出

○産業廃棄物の種類別目標値（表3-4-4）

- ・排出量は、本県における過去5年間の経済指標のトレンドを基に予測した排出量から0.9%削減として算出
- ・最終処分量は、2022（令和4）年度実績から10%削減として算出（2023（令和5）年度実績が目標値を達成している場合は、2023（令和5）年度実績から10%削減）
- ・再生利用量及び減量化量は、排出量から最終処分量を差し引いて、再生利用量及び減量化量の比率が2023（令和5）年度実績と同じとして算出

○出口側の循環利用率及び最終処分量

産業廃棄物の種類別目標値から出口側の循環利用率の目標値67%、最終処分量の目標値124千tを算出

※2030（R12）年度を見据えた、より現実的な目標値へと見直した結果、第5次計画目標値より低い設定としている項目があります。

表3-4-5 国の基本方針に掲げる数値目標

	基準 2022（令和4）年度	目標年次	数値目標	備考
排出量	370百万t		約374百万t	2022（令和4）年度比 約1%増加に抑制
出口側の循環 利用率	37%	2030 (令和12) 年度	約37%	-
最終処分量	8.7百万t		約7.8百万t	2022（令和4）年度比 約10%削減

注1) 出口側の循環利用率は、製品が廃棄物となった時点（出口側）での廃棄物の発生量に対する循環利用量の割合を表すもので、次の式で算出される。

2) 出口側の循環利用率=[再生利用量+金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]÷[排出量]

3-4-3 食品ロスの削減に係る数値目標

食品ロスの削減に係る数値目標は、国の食品ロス削減推進計画策定マニュアルを参考に、本県の実情を勘案して、次のとおり設定します。

表3-4-6 食品ロスの削減に係る数値目標

指標	定義	現状	目標値 2030（R12）年度
家庭系・事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭、事業者から発生した食品ロスの年間発生量	3.3万t (2023（R5）年度)	2.7万t
食品ロス削減の取組を実践している県民の割合	食品ロス削減の取組を「いつもしている」、「時々している」と回答した人の割合（県民意識調査による）	80.6% (2025（R7）年度)	100%

※食品ロスの年間発生量は、国の推計方法をもとに試算した数値であり、今後、実態把握の進捗状況に応じて、目標値の修正を行う場合があります。

（参考）数値目標の設定方法

○本県における食品ロスの年間発生量

国の食品ロスの削減の目標は、2000年（平成12）度比で2030（令和12）年度までに食品ロス量を半減させるとしています。本県においても、国の削減割合に準じて、現状（2023（令和5）年度）に対する削減割合19%を算出し、目標値2.7万tを設定

○食品ロス削減の取組を実践している県民の割合

全県民が取り組んでいる社会を目指すため、100%を目標値として設定

第4章 各主体に期待される役割

本計画に掲げる基本方針に沿って取組を進めるには、県民、事業者、廃棄物処理業者、行政等の各主体が互いに連携、協力し、資源循環に配慮した行動をとっていくことが必要です。各主体には、以下のような役割が期待されます。

(1) 県民

- ・マイバッグ・マイボトル・マイ箸の持参や製品の適量購入、シェアリングサービスの利用、生ごみの水切り、修理サービスの利用などにより、ごみを削減するとともに、製品を購入するときは、過剰包装を断ることに努める。
- ・フリマサイトやリユースショップなどのリユースシステムを積極的に活用することにより、製品の再使用に努める。
- ・再生紙や再生プラスチック製品など再生品の積極的な選択に努める。
- ・適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。リチウム蓄電池等の発火等の危険があるものは、市町村の定める方法に従って適正に分別する。
- ・食品ロスについて適切に理解した上で、買いすぎ、作りすぎ、食べ残しに注意するほか、保存方法、調理方法の工夫、食べきれないときの地域へのお裾分けやフードドライブの活用など、できることから食品ロスを削減するための行動を実践する。
- ・食品ロスに取り組む事業者を積極的に利用するなどの支援や、外食時の食べきり、宴会時の「3010（さんまるいちまる）運動」の実践などにより、飲食店等で発生する食品ロスを削減する。
- ・購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を行うことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する。
- ・製品のライフサイクル全体での資源循環の重要性を理解し、消費者の立場から循環型社会の形成に資する行動変容に努める。
- ・自らが排出したごみは、ごみ処理施設において適正に処理され、自らの生活環境が守られていることを認識し、その必要性、安全性等を十分理解するように努める。
- ・産業廃棄物を排出する事業活動は、自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、産業廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- ・不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- ・自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

(2) 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

- ・「拡大生産者責任」の原則のもと、製品の長寿命化を図るとともに、リサイクルや処理のしやすさに配慮した製品の開発に努める。併せて、ワンウェイプラスチックの削減やバイオマスプラスチック等再生可能資源への切替え、使用済み製品の回収、再生原材料や再生品の活用等により、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】
- ・事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ削減するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則のもと、自らの責任において適正に処理する。【事業者】
- ・年間1,000t以上の産業廃棄物又は年間50t以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。
- ・処理業者と連携して、ライフサイクル全体での資源循環に努める。

- ・食品関連事業者は、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。また、発生した食品廃棄物については積極的に飼料化・肥料化等による再生利用に取り組む。
- ・事業者は、職場の懇親会等において、「3010 運動」等の取組により、飲食店で発生する食品ロス削減に協力する。
- ・適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関して県及び市町村の施策に協力する。
- ・産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担するとともに、自らの産業廃棄物が適正に処理されているか確認しなければならない。
- ・建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努めるとともに、施工にあたっても再生品が活用されるよう努める。

(3) 処理業者（事業者の委託を受けて適正処理を実施）

- ・廃棄物処理法などの関係法令や県の条例・要綱等を遵守し、廃棄物を適正に処理する。
- ・廃棄物処理による環境負荷を低減し、生活環境の保全に努めるとともに、持続可能な社会の形成に貢献する。
- ・適正処理・環境配慮・情報公開などに積極的に取り組み、廃棄物処理法に基づく「優良認定」の取得を目指す。
- ・資源循環だけでなく、ネット・ゼロやネイチャーポジティブにも資するより高度な処理技術の導入や再資源化工程の合理化・効率化に努める。
- ・電子マニフェストの導入や廃棄物処理に係る情報公開により、排出事業者が産業廃棄物の適正処理の状況を確認するためのトレーサビリティの向上に努める。
- ・生産事業者や排出事業者など関係事業者と連携して、中間処理後の廃棄物の再利用や最終処分量削減に努める。
- ・再生利用や最終処分量削減につながる処理方法を提案するなど、排出事業者に対する技術的助言に努める。
- ・災害や感染症拡大などの非常時にも事業を継続できる体制を整え、社会・経済活動を支える。大規模災害により多量に発生する災害廃棄物の処理について、県や市等の取組に協力する。
- ・資源循環の事業を通じて地域の活性化に貢献するとともに、地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係の構築に努める。
- ・適正処理の確保や資源循環の推進のための人材育成に努める。

(4) 市町村（一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施）

- ・一般廃棄物処理計画を本計画の趣旨を踏まえて適宜見直しを実施するとともに、区域内の廃棄物の排出量等を常に把握し、計画の進捗と照らし合わせて適切な施策を実施する。
- ・ごみ処理の有料化等、ごみの減量化施策について検討するとともに、ごみ処理経費の削減についても検討する。
- ・区域内における一般廃棄物（ごみ）の排出抑制に関する住民やNPO等の自主的な取組を促進する等、ごみ減量化の推進に必要な施策を実施する。
- ・食品ロス削減推進法で努力義務として規定された市町村食品ロス削減計画の策定に努める。
- ・県及び市町村内の消費者行政・教育部局などと連携し、食品ロス削減について、幅広く住民に対する啓発を行う。
- ・一般廃棄物（ごみ）の分別収集及び再生利用を推進し、地域の循環資源や再生可能資源の循環利用に努める。

- ・資源循環だけでなく、ネットゼロやネイチャーポジティブにも資する廃棄物処理体制の構築に努める。
- ・処分しなければならない一般廃棄物（ごみ）について、最大限中間処理を行い、ごみの減量化・減容化を適正に実施して最終処分量を減少させ、最終処分場の延命化に努める。
- ・自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任を持って対応する。
- ・ごみ処理の広域化を推進し、ごみ処理施設の集約化・高度化を図る。
- ・民間による最終処分場等の産業廃棄物処理施設の整備が十分に行われないなど、適正な産業廃棄物の処理が確保できない場合は、産業廃棄物を一般廃棄物（ごみ）と併せて処理することを検討する。
- ・地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- ・不適正処理対策を徹底し、普及啓発を図るとともに、区域内の美化に努める。
- ・自ら実施する事業については、環境に十分配慮する。
- ・事業者、県と連携し、社会状況の変化に応じた廃棄物処理体制を構築する。
- ・大規模災害に備えて、災害廃棄物処理計画を適宜見直し、仮置場候補地の選定等、平時からの備えに努める。
- ・大規模災害発生時において、住民の生活環境の保全及び早期復興を図るため、県及び関係団体と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するよう努める。

(5) 和歌山市（中核市：産業廃棄物行政についても適正処理を推進）

- ・産業廃棄物行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、（4）の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。
- ・区域内の産業廃棄物の排出量の減量化、リサイクルを積極的に推進し、事業者及び処理業者の指導等、適切な施策を実施する。
- ・県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

(6) 県（廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施）

廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。

また、自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても減量化及び適正処理を推進する。

（環境生活部）

★循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、グリーン購入法、PCB特別措置法、海岸漂着物処理推進法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法、再資源化事業等高度化法、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例及びごみの散乱防止条例を所管

★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令に係る事務を所管

- ・府内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。
- ・市町村が行う一般廃棄物処理について必要な技術的助言等を行う。
- ・県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。

- ・製品の製造から廃棄までの各段階において、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用に配慮し環境負荷が低減された循環的な利用が行われるよう、関係者間の連携の促進を図る。
- ・資源循環、廃棄物処理に関する情報の提供に努め、循環型社会に対する県民の理解を促進する。
- ・事業者、市町村と連携し、社会状況の変化に応じた廃棄物処理体制を構築する。
- ・災害廃棄物処理計画を適宜見直し、大規模災害発生時に、市町村、関係団体及び近隣府県と協力し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう災害時の処理体制を整備する。

(危機管理部)

★災害発生時の総合的な対策等を所管

- ・大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、県、市町村、関係団体及び近隣府県が協力して災害廃棄物処理を円滑に行えるよう連絡調整を行う。

(企画部)

★県の総合計画の進行管理を所管

- ・2040 年に実現したい和歌山の将来像に向け、総合計画の実施計画（アクションプラン）の一つである脱炭素社会実現に向けた行動の変容を推進する。

(福祉保健部)

★医療機関の廃棄物処理を所管

- ・病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。
- ・廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

(商工労働部)

★県内産業の振興、新産業の創出支援等を所管

★わかやま資源自律経済ビジョンを所管

- ・試験研究機関による技術開発支援、産学官連携での取組、補助金等の施策を通じて、循環型社会の形成や廃棄物に係る諸問題の解決に資する県内事業者による技術開発及び実用化を促進する。

(農林水産部)

★農林水産業に関する廃棄物対策を所管

★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管

★食育基本法を所管

- ・農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。
- ・畜産農家の家畜糞尿について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を指導する。
- ・水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、関係事業者と連携し、適正処理を促進する。
- ・環境に優しく再利用、再生産が可能な木材の利用を進めるとともに、循環型林業を促進する。
- ・環境保全型農業を推進するため、地域で発生する未利用有機性資源の利活用を進める。
- ・農林水産業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。
- ・公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。
- ・食品ロスに配慮した食育を推進する。

(県土整備部)

- ★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管
- ★都市計画法、建築基準法等、廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管
- ★宅地造成及び特定盛土等規制法を所管
- ★建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分）を所管
 - ・資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。
 - ・建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。
 - ・公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

(教育委員会)

- ★教育を所管
 - ・ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

(警察本部)

- ★廃棄物不法投棄等の取り締まりに関することを所管
 - ・不法投棄や不法焼却等の違法行為の取り締まりを行う。

第5章 計画の進捗管理

➤ 数値目標に係る現状把握

一般廃棄物については、環境省が実施する一般廃棄物処理事業実態調査等により、産業廃棄物については、県が実施する産業廃棄物実態調査により、県内の廃棄物の実態を把握します。

➤ 計画の進行管理

第3章に掲げる数値目標の達成状況を定期的に検証し、計画目標を達成できるよう適切な施策を実施します。

➤ 公表

本計画の進捗状況については、和歌山県環境白書及び県ホームページ等で広く県民に公表します。